
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

令和6年 月

阿久根市・出水市・長島町
北薩広域行政事務組合

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 基本方針	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 計画目標年度	3
第2章 地域の概要	4
第1節 市町の概況	4
1 位置及び地勢	4
2 人口動態	5
3 産業の動向	9
4 土地利用状況	10
5 気候的特性	11
第2節 組合の概況	12
1 組織名称	12
2 設立年	12
3 事務局所在地	12
4 構成市町	12
5 組合の沿革	13
6 共同処理事務	14
7 構成市町間の相互調整	14
8 処理施設の位置	15
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	16
第1節 ごみ処理の現況と課題	16
1 ごみ処理フロー	16
2 ごみ処理体制	17
3 ごみ処理の実績	22
4 ごみ処理の評価	32
5 課題の抽出	35
第2節 ごみ処理行政の動向	36
1 国におけるごみ処理行政の動向	36
2 県におけるごみ処理行政の動向	39
3 近隣市町におけるごみ処理行政の動向	40
4 その他の動向	41
第3節 計画策定の基本的考え方	42
1 計画策定の趣旨	42
2 計画の位置付け	43
第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み	50
1 行政区域内の人口及び事業活動等の予測	50
2 ごみ排出量・組成別ごみ排出量の予測（現状推移の場合）	52
3 ごみ排出抑制及び資源化の目標	56

4 処理・処分量の予測（現状推移の場合）	61
5 処理・処分量の目標	62
6 排出から再生利用、最終処分までの量（施策を実施した場合）	63
第5節 ごみ排出抑制のための方策に関する事項	64
1 行政（構成市町・組合）における方策	64
2 住民における方策	66
3 事業者における方策	67
第6節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	68
第7節 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	69
1 収集・運搬計画	69
2 中間処理計画	69
3 最終処分計画	70
第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項	71
1 ごみ焼却施設	71
2 リサイクル施設	71
3 最終処分場	71
4 新たなストックヤードの整備	71
第9節 その他のごみの処理に関し必要な事項	72
1 廃棄物減量化等の施策	72
2 事業者の協力内容・廃棄物再生事業者の協力内容	72
3 災害時に発生する廃棄物に係る対策	73
4 不適正処理、不法投棄対策	73
第10節 計画策定に当たっての留意事項	74
1 地球温暖化防止への配慮	74
2 地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択	74
3 計画実現のためのスケジュール	74

第1章 計画の概要

第1節 基本方針

本計画における基本方針を以下に定めます。

< 基本方針 >

一人ひとりの気持ちと行動に加え、地域に住む人と人とのつながりにより、住民・事業者・行政が協働して着実にごみの排出抑制及び再使用を促進し、ごみの安全・安心で安定的な処理・処分を継続しつつ、循環型社会形成及び地球環境保全を推進します。

基本方針1：ごみの排出抑制及び再使用の促進

地域循環共生圏[※]の形成に向け、ごみの排出抑制及び再使用を優先して実践します。

また、ごみについての理解を深めるため、環境教育や啓発活動の充実を図り、生活スタイルの見直しを進めます。

基本方針2：ごみの安全・安心で安定的な処理・処分の継続

ごみの適正な処理を行うとともに、ごみ処理施設の適正な維持管理を継続します。

また、環境保全対策の実行及び事故等の防止により、安全・安心で安定的なごみ処理・処分を実施します。

基本方針3：循環型社会形成及び地球環境保全の推進

発生したごみは、再資源化できるものは可能な限り分別・資源化を行うことで、最終処分量を低減し、循環型社会形成及び地球環境保全を推進します。

また、ごみの減量化・資源化の施策の実施と併行して、循環型社会形成に向けた既存施設の延命化や新たな中間処理施設の整備について検討します。

※ 地域循環共生圏とは、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し支え合うという考え方。

第2節 本計画の位置付け

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、長期的・総合的視点に立って、阿久根市、出水市、長島町（2市1町）（以下「構成市町」という。）及び北薩広域行政事務組合（以下「組合」という。）の計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

本計画の位置付けを図1-1に、本計画の対象範囲を図1-2に示します。

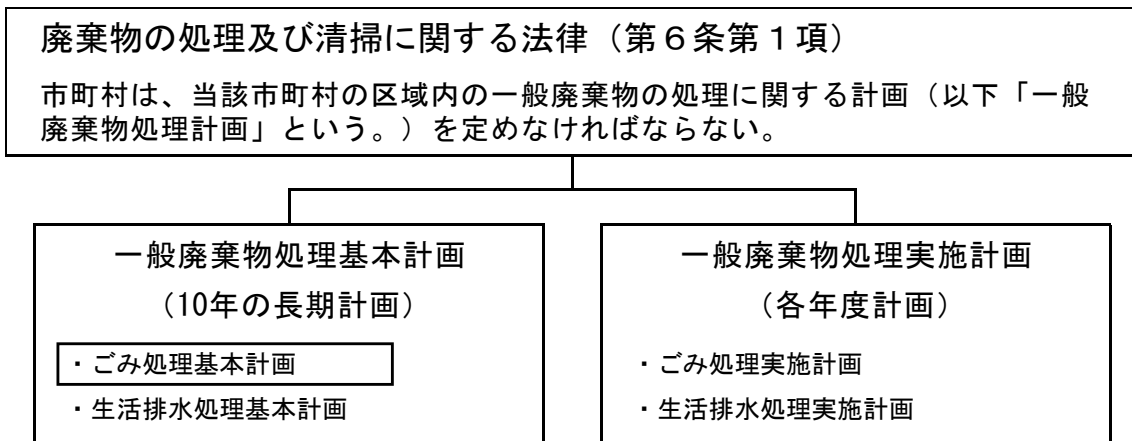


図1-1 本計画の位置付け

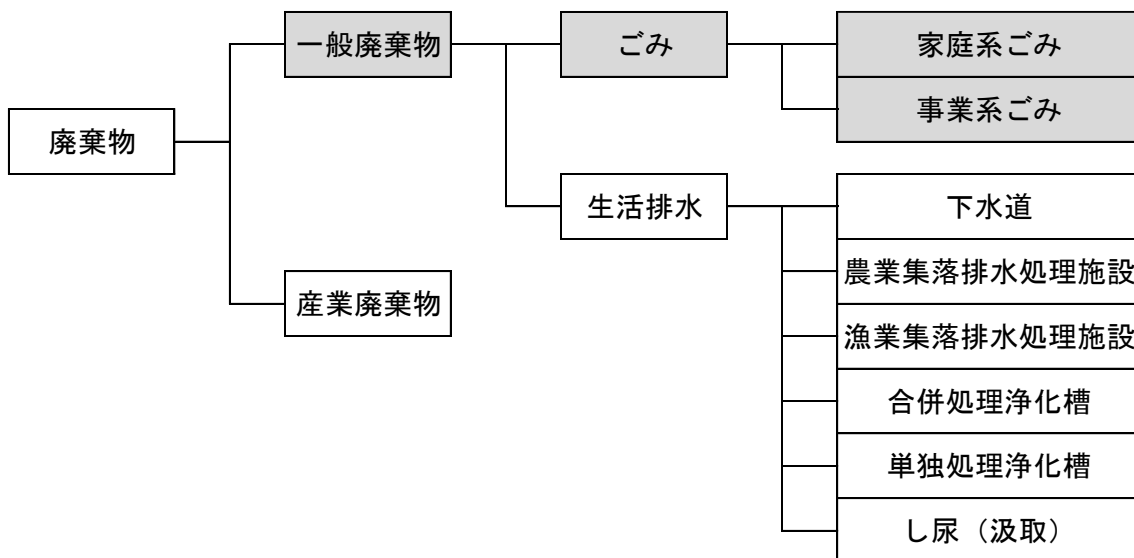


図1-2 本計画の対象範囲

第3節 計画目標年度

本計画の計画期間は、令和6年度を初年度とする10年間とし、計画目標年度は令和15年度とします。

また、計画を効果的に運用していくため、令和10年度を中間目標年度として設定します。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとしませんが、ごみ処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

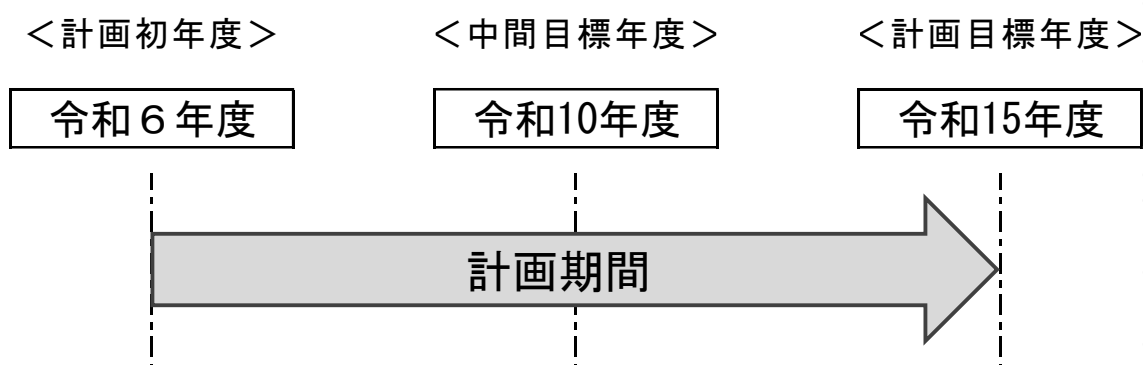


図1-3 計画の目標年度

第2章 地域の概要

第1節 市町の概況

1 位置及び地勢

(1) 阿久根市

阿久根市は、鹿児島県北西部、東経 130 度 12 分、北緯 32 度 01 分に位置し、東西 11km、南北 22km で、総面積は 134.28km²を有しています。

高松川河口の阿久根港を中心に古くから海・陸交通の要衝として栄えたまちであり、北部は激流が渦巻く日本三大急潮のひとつ黒之瀬戸を隔て長島町と接し、東部は出水市、南部は薩摩川内市と接しています。東シナ海に面した約 40km にも及ぶ美しい海岸線や沖合およそ 2km に浮かぶ阿久根大島は、海水浴や釣りの名所として知られており、毎年多くの観光客が訪れます。

また、牛之浜海岸は、古くから景勝地として知られ、その海岸の岩礁は学術的価値とともに、その地層が優秀な風致景観を成すものとして、平成 26 年に、県内では桜島に次いで 2 番目の県文化財の指定を受けました。沿岸を洗う黒潮は、至るところに亜熱帯の植物を育み、温暖な気候を利用して、農業や水産業が盛んに営まれています。

(2) 出水市

出水市は、鹿児島県の北西部、東経 130 度 14 分～130 度 30 分、北緯 31 度 58 分～32 度 10 分に位置し、東西 27km、南北 23km で、総面積は 329.98km²を有しています。

陸の三方は、阿久根市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市及び熊本県水俣市に接し、北西部は八代海（不知火海）に面しています。東部は矢筈岳を主峰とする肥薩山脈が北東に走り、南部は紫尾山を中心とする紫尾山系が東西に伸びています。

市域の大半は山地と扇状地であり、米ノ津川とその支流の平良川、高尾野川、野田川がそれぞれ北西流して八代海（不知火海）に注いでいます。

(3) 長島町

長島町は、鹿児島県の最北端の町として薩摩半島の北西部、東経 130 度 10 分、北緯 32 度 11 分に位置し、総面積は 116.19km²を有しています。町内は、長島本島（90.63km²）、伊唐島（3.73km²）、諸浦島（3.88km²）、獅子島（17.05km²）の有人島のほか大小 23 の島々が点在しています。四方を東シナ海、八代海、長島海峡等の海に囲まれ、島の北部一帯は雲仙天草国立公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれた地域です。

昭和 49 年 4 月には、黒之瀬戸大橋の開通により阿久根市と結ばれ長島本島は離島から半島化しました。また伊唐島と諸浦島はそれぞれ伊唐大橋と乳之瀬橋で長島本島と繋がっています。

山岳は長島本島のほぼ中央部に大中岳、行人岳、矢岳、獅子島に七郎山などがあり、河川は小浜川、汐見川、浦底川などが流れています。

2 人口動態

(1) 構成市町の人口

平成25年度から令和4年度における構成市町の人口を表2-1及び図2-1に示します。

また、令和4年度の構成市町の人口割合を図2-2に示します。

令和4年度における構成市町の人口は80,120人であり、過去10年間の人口の推移を見ると、平成25年度の88,714人から減少しています。

表2-1 構成市町の人口の推移

(単位：人)

項目	阿久根市	出水市	長島町	組合圏域
平成25年度	22,385	55,237	11,092	88,714
平成26年度	22,109	54,842	10,974	87,925
平成27年度	21,689	54,526	10,812	87,027
平成28年度	21,267	54,072	10,662	86,001
平成29年度	20,814	53,611	10,525	84,950
平成30年度	20,367	53,213	10,436	84,016
令和元年度	20,009	53,018	10,259	83,286
令和2年度	19,610	52,765	10,091	82,466
令和3年度	19,135	52,069	9,908	81,112
令和4年度	18,743	51,689	9,688	80,120

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在、外国人登録者数も含む）

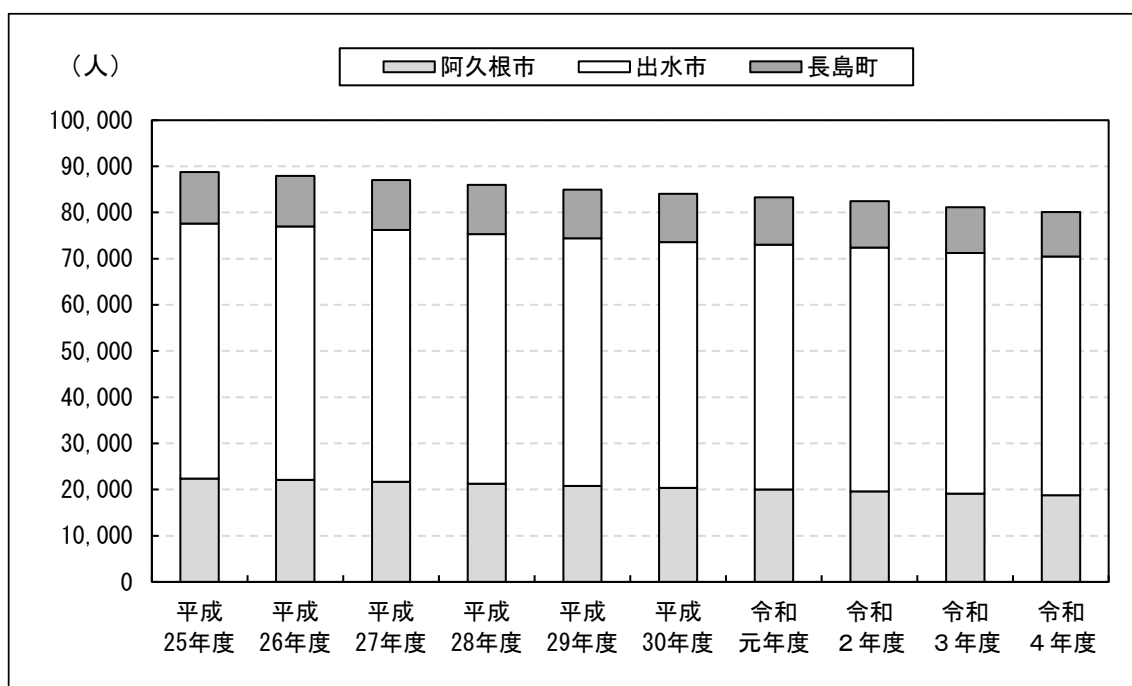


図2-1 構成市町の人口の推移

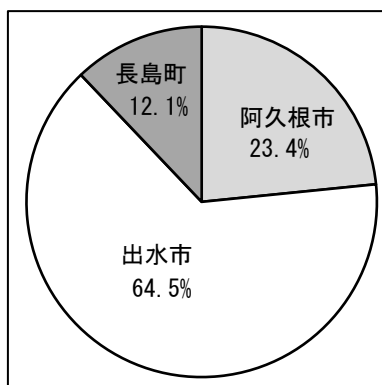


図2-2 構成市町の人口割合 (令和4年度)

(2) 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口

構成市町の世帯数及び世帯当たり人口を表2-2及び図2-3に示します。

表2-2 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口の推移

項目	阿久根市		出水市		長島町	
	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人口 (人)
平成25年度	10,468	2.14	24,740	2.23	4,426	2.51
平成26年度	10,433	2.12	24,790	2.21	4,453	2.46
平成27年度	10,362	2.09	24,833	2.20	4,432	2.44
平成28年度	10,273	2.07	24,923	2.17	4,438	2.40
平成29年度	10,174	2.05	25,033	2.14	4,465	2.36
平成30年度	10,062	2.02	25,161	2.11	4,483	2.33
令和元年度	10,045	1.99	25,356	2.09	4,477	2.29
令和2年度	9,994	1.96	25,504	2.07	4,465	2.26
令和3年度	9,865	1.94	25,391	2.05	4,415	2.24
令和4年度	9,790	1.91	25,547	2.02	4,363	2.22

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在、外国人登録者数も含む）

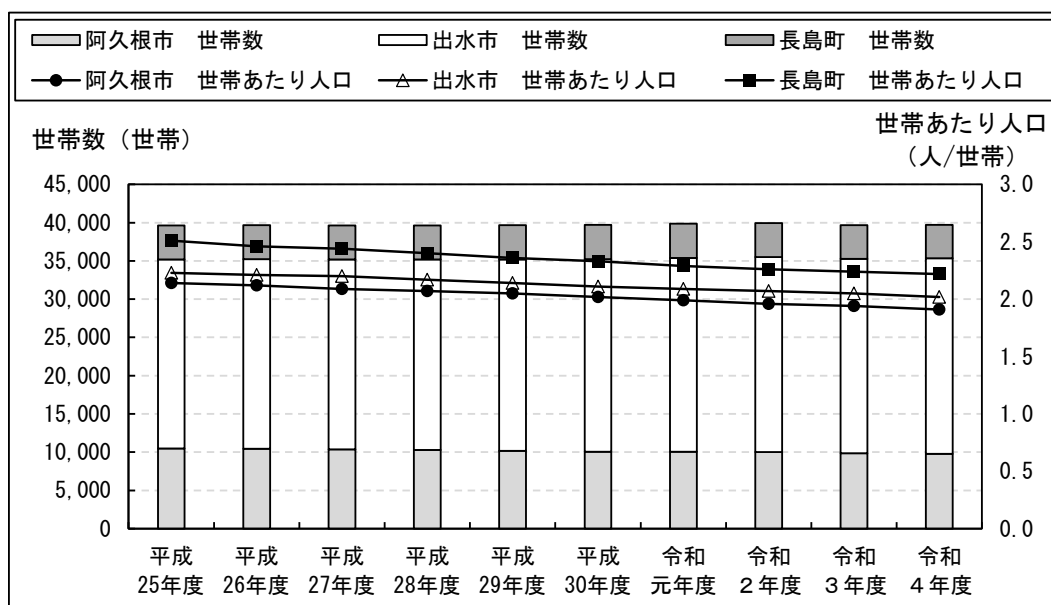


図2-3 構成市町の世帯数及び世帯当たり人口の推移

(3) 構成市町の年齢別・性別の構造

令和2年国勢調査結果に基づく構成市町の年齢別・性別の構造を図2-4から図2-7に示します。

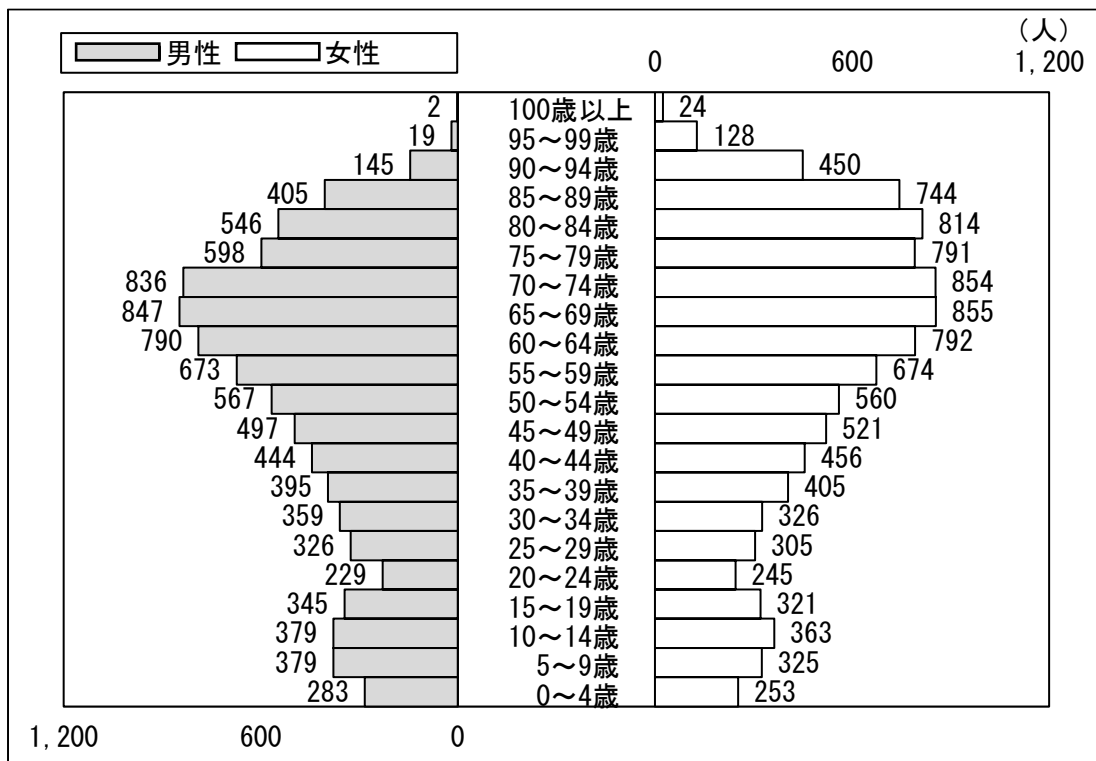


図2-4 年齢別・性別の構造（阿久根市）

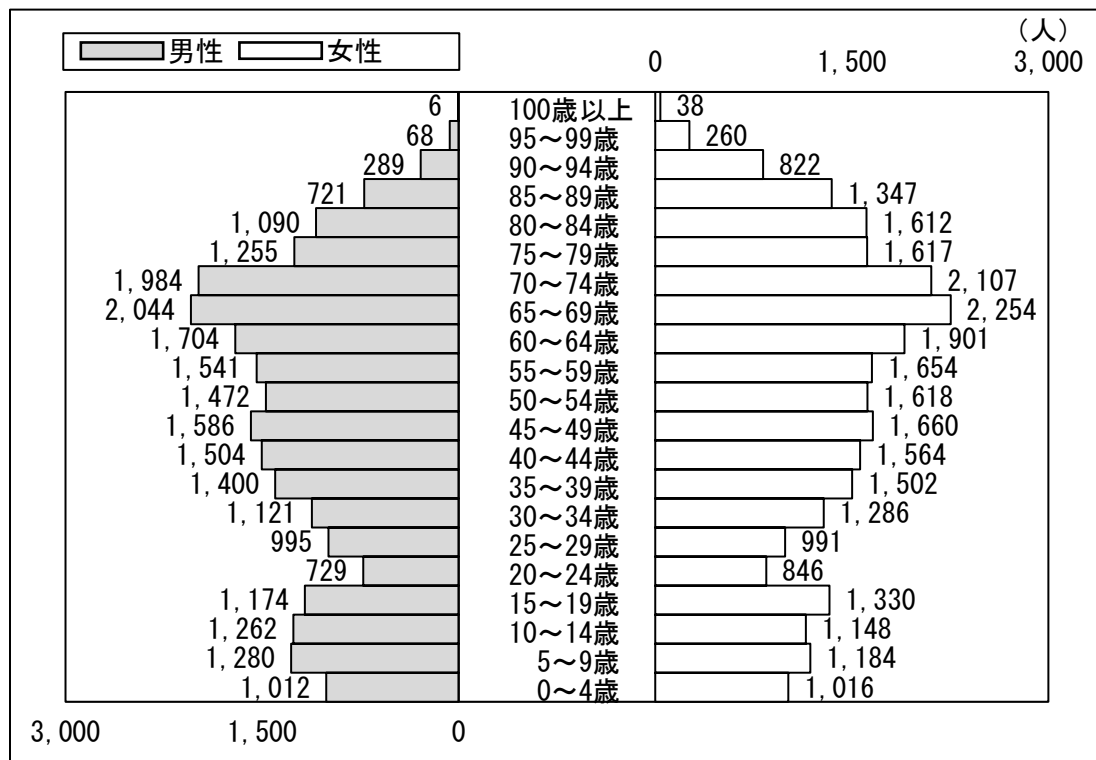


図2-5 年齢別・性別の構造（出水市）

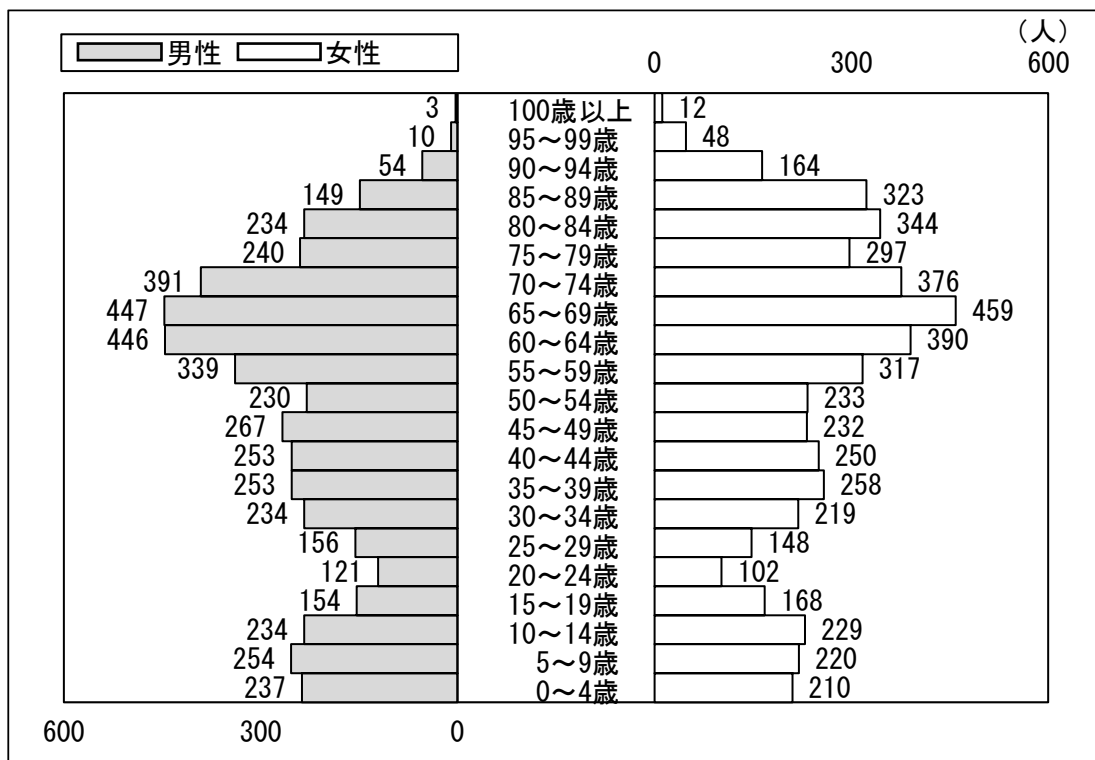


図2-6 年齢別・性別の構造（長島町）

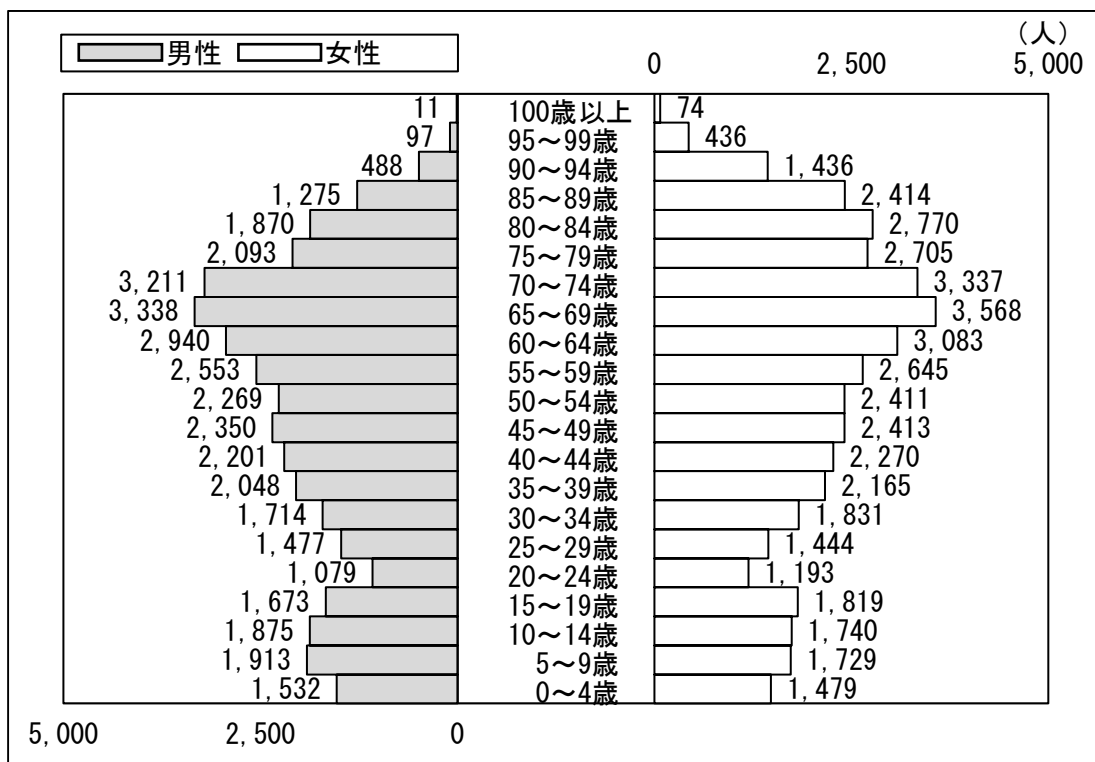


図2-7 年齢別・性別の構造（組合圏域）

3 産業の動向

(1) 産業構造と事業所数

構成市町の産業構造と事業所数を表2-3に示します。

阿久根市及び出水市の産業構造は、第3次産業が80%を占め、次いで第2次産業が15%前後、残りが第1次産業となっています。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が25%前後を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」が多くなっています。

長島町の産業構造は、第3次産業が60%以上を占め、次いで第2次産業が20%、残りが第1次産業となっています。第3次産業の中では、「卸売業、小売業」が約20%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」が多くなっています。

(2) 従業者数

構成市町の従業者数を表2-3に示します。

阿久根市は、「医療、福祉」が最も構成割合が高く、次いで「製造業」、「卸売業、小売業」、「建設業」となっています。

出水市は、「製造業」が最も構成割合が高く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

長島町は、「卸売業、小売業」が最も構成割合が高く、次いで「医療、福祉」、「建設業」、「製造業」となっています。

表2-3 構成市町の産業別事業所数・従業者数（令和3年度）

項目	阿久根市				出水市				長島町			
	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	事業所数	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
総数	966	100.00	9,073	100.00	2,415	100.00	22,393	100.00	488	100.00	3,525	100.00
第1次産業	31	3.21	302	3.33	125	5.18	856	3.82	73	14.96	579	16.43
農業、林業	26	2.69	246	2.71	123	5.09	842	3.76	31	6.35	267	7.57
漁業	5	0.52	56	0.62	2	0.08	14	0.06	42	8.61	312	8.85
第2次産業	162	16.77	2,344	25.83	352	14.58	5,800	25.90	101	20.70	725	20.57
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.10	1	0.01	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
建設業	73	7.56	548	6.04	179	7.41	1,495	6.68	57	11.68	389	11.04
製造業	88	9.11	1,795	19.78	173	7.16	4,305	19.22	44	9.02	336	9.53
第3次産業	773	80.02	6,427	70.84	1,938	80.25	15,737	70.28	314	64.34	2,221	63.01
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.52	32	0.35	18	0.75	145	0.65	3	0.61	15	0.43
情報通信業	2	0.21	2	0.02	7	0.29	21	0.09	1	0.20	1	0.03
運輸業、郵便業	27	2.80	288	3.17	47	1.95	974	4.35	17	3.48	110	3.12
卸売業、小売業	256	26.50	1,469	16.19	581	24.06	3,827	17.09	101	20.70	533	15.12
金融業、保険業	10	1.04	100	1.10	34	1.41	304	1.36	6	1.23	23	0.65
不動産業、物品賃貸業	30	3.11	123	1.36	87	3.60	315	1.41	6	1.23	20	0.57
学術研究、専門・技術サービス業	32	3.31	148	1.63	86	3.56	377	1.68	9	1.84	163	4.62
宿泊業、飲食サービス業	115	11.90	527	5.81	296	12.26	1,519	6.78	34	6.97	142	4.03
生活関連サービス業、娯楽業	87	9.01	289	3.19	236	9.77	897	4.01	29	5.94	59	1.67
教育、学習支援業	30	3.11	422	4.65	101	4.18	1,398	6.24	19	3.89	231	6.55
医療、福祉	92	9.52	2,055	22.65	250	10.35	3,964	17.70	27	5.53	504	14.30
複合サービス業	13	1.35	88	0.97	19	0.79	328	1.46	15	3.07	88	2.50
サービス業（他に分類されないもの）	60	6.21	472	5.20	153	6.34	899	4.01	38	7.79	145	4.11
公務（他に分類されないもの）	14	1.45	412	4.54	23	0.95	769	3.43	9	1.84	187	5.31

資料：令和3年経済センサスー活動調査

4 土地利用状況

構成市町の土地利用状況を表2-4及び図2-8に示します。

阿久根市、長島町は、山林の面積が最も広く、次いで畑、その他、田、宅地となっています。

出水市は、山林の面積が最も広く、次いで畑、田、宅地、その他となっています。

組合圏域としては、山林の面積が広く、次いで畑、田、その他、宅地となっています。

表2-4 構成市町における土地利用状況

項目		田	畑	宅地	山林	その他	合計
阿久根市	面積 (ha)	689	1,763	599	5,034	1,071	9,156
	割合 (%)	7.5	19.3	6.5	55.0	11.7	100.0
出水市	面積 (ha)	2,740	2,964	1,538	7,262	1,005	15,509
	割合 (%)	17.7	19.1	9.9	46.8	6.5	100.0
長島町	面積 (ha)	577	1,781	354	5,392	734	8,838
	割合 (%)	6.5	20.2	4.0	61.0	8.3	100.0
組合圏域	面積 (ha)	4,006	6,508	2,491	17,688	2,810	33,503
	割合 (%)	12.0	19.4	7.4	52.8	8.4	100.0

資料：令和3年鹿児島県統計年鑑

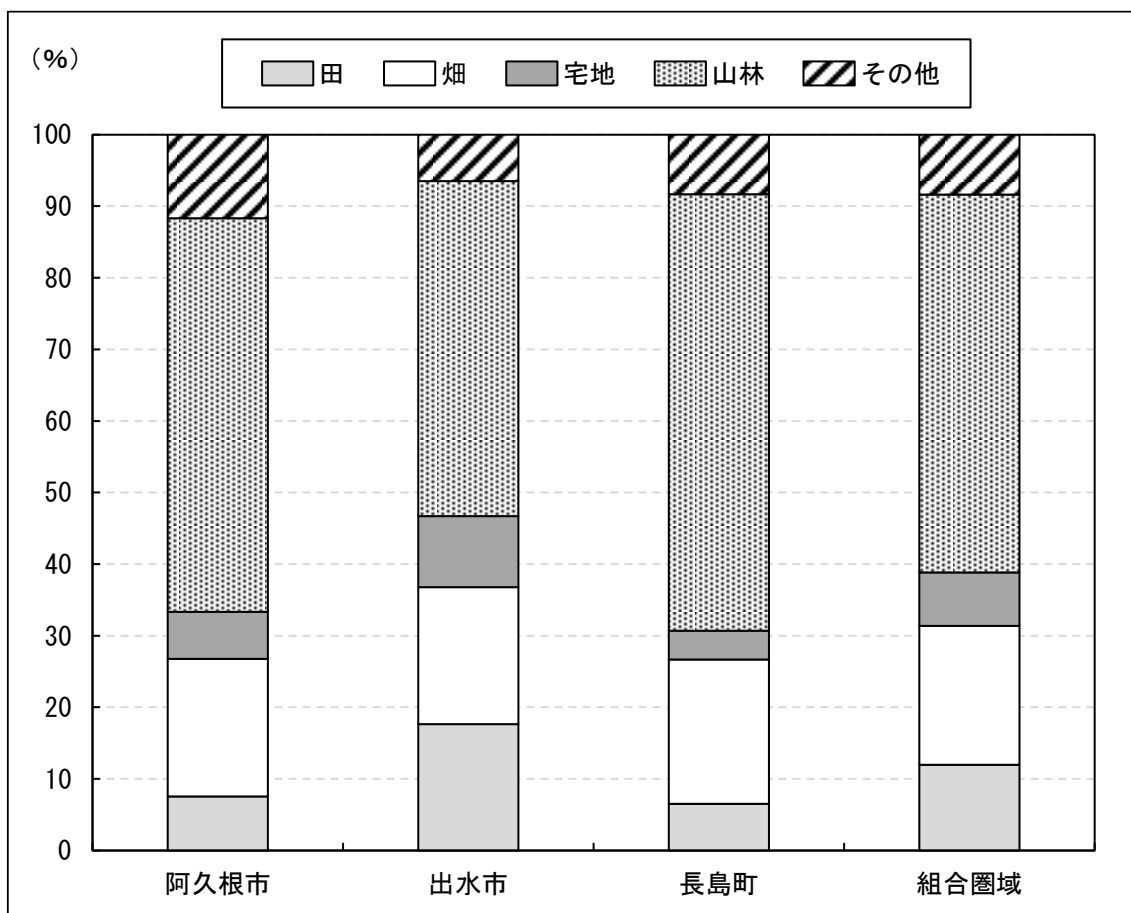


図2-8 構成市町における土地利用状況

5 気候的特性

組合圏域における気象状況を表2-5及び図2-9に示します。

令和4年の平均気温は、最高が8月の28.3℃、最低が2月の7.1℃となっています。降水量は、年間2,100mmで7月が最も多くなっています。

表2-5 気象状況

項目	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	最高	最低
平成30年	2,456.5	17.7	37.1	-1.2
令和元年	2,418.5	18.0	35.2	1.5
令和2年	3,109.5	17.8	35.0	0.1
令和3年	2,944.5	18.0	34.1	-2.0
令和4年	2,100.0	17.8	34.8	0.1
1月	67.5	7.8	15.4	0.2
2月	42.0	7.1	17.7	0.8
3月	165.0	13.3	24.8	2.5
4月	350.0	16.5	25.2	6.9
5月	118.0	19.4	26.4	10.6
6月	254.5	23.4	32.2	15.2
7月	375.0	27.3	34.3	21.8
8月	212.5	28.3	33.4	22.1
9月	311.0	25.6	34.8	17.7
10月	50.5	19.8	30.4	11.7
11月	80.5	16.8	26.0	9.3
12月	73.5	8.3	17.9	0.1

※ 表記は年度ではなく、年（1月～12月）を示します。

資料：気象庁 HP (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)、阿久根

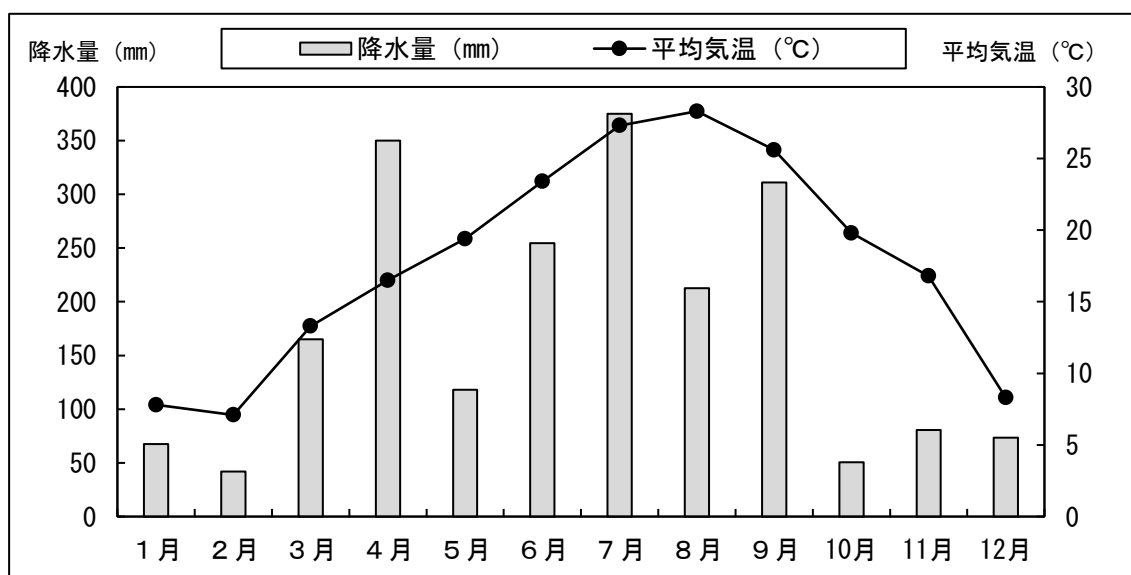


図2-9 平均気温と降水量（令和4年）

第2節 組合の概況

組合は昭和58年4月に設立され、鹿児島県の北西部に位置し、阿久根市、出水市及び長島町（2市1町）で構成されています。

1 組織名称

北薩広域行政事務組合

2 設立年

昭和58年（1983年）4月1日

3 事務局所在地

鹿児島県出水市野田町上名 7918 番地 1

4 構成市町

阿久根市、出水市、長島町

組合構成市町の全域（以下「組合圏域」という。）を図2-10に示します。

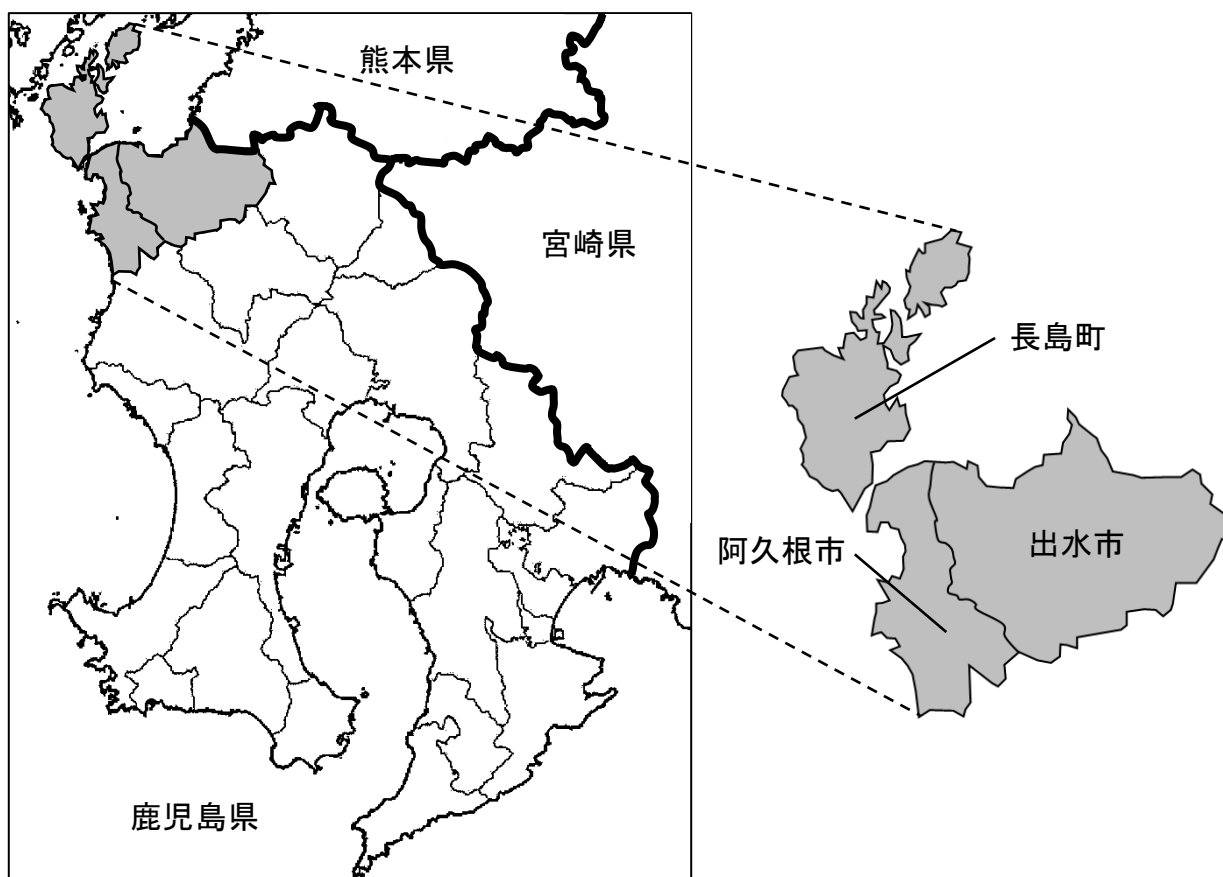


図2-10 組合圏域図

5 組合の沿革

組合の沿革を表2-6に示します。

表2-6 組合の沿革

項目	沿革
昭和43年12月	北薩衛生処理組合（じんかい・し尿）として発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田村、高尾野町（2市1町1村）
昭和44年10月	北薩広域行政推進協議会発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田村、高尾野町、東町、長島町（2市3町1村）
昭和46年3月	し尿処理施設（初代）完成（60kL/日）
昭和47年8月	ごみ焼却処理施設（初代）完成（28t/日 2炉）
昭和56年4月	北薩隔離病舎組合発足 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町（2市4町）
昭和57年3月	粗大ごみ（不燃物）処理施設完成（30t/5h）
昭和58年3月	隔離病舎完成
昭和58年4月	北薩衛生処理組合、北薩広域行政推進協議会、北薩隔離病舎組合を整理統合し、北薩広域行政事務組合設立 ※構成市町：阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町（2市4町）
昭和62年3月	最終処分場（初代）完成（44,000㎡）
平成4年7月	ごみ焼却処理施設（2代）環境センター完成（60t/16h 2炉）
平成5年10月	共同処理する事務に、「北薩広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画に関すること」を追加
平成9年2月	し尿処理施設（2代）衛生センター完成（121kL/日）
平成11年3月	共同処理する事務に、「介護認定審査会の審査判定業務の事務に関すること」を追加
平成11年8月	共同処理する事務から、「隔離病舎の設置及び運営に関すること」を削除
平成12年3月	最終処分場（2代）完成（56,300㎡）
平成12年4月	介護保険審査・認定業務開始
平成14年5月	共同処理する事務に、「リサイクルプラザの設置及び管理運営に関すること」を追加
平成14年5月	排ガス高度処理施設整備及び灰固形化処理施設完成（ダイオキシン類削減対策）
平成18年3月	出水市・野田町・高尾野町が合併して出水市に、東町・長島町が合併して長島町となる。 ※構成市町：阿久根市、出水市、長島町（2市1町）
平成20年3月	リサイクルセンターエコリア北薩完成（不燃ごみ・粗大ごみ 10t/5h、ペットボトル・その他プラスチック製容器包装 3t/5h）
平成20年3月	リサイクル推進施設の設置に伴う共同処理する事務の見直し
平成20年4月	環境センター、リサイクルセンター及び衛生センターの運転管理業務委託を開始
平成21年4月	隔離病舎を出水市へ無償譲渡
平成23年4月	共同処理する事務から、「北薩広域市町村圏計画及びふるさと市町村圏計画に関すること」を削除
平成25年1月	経費の支弁方法（市町負担金）の負担割合の見直し
平成25年6月	新一般廃棄物処理施設等建設予定地（出水市菜切地区）の決定
平成27年3月	共同処理する事務から、「関係市町の一体的な振興整備のための事業の推進に資する基金に関すること」を削除
令和元年10月	共同処理する事務に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村審査会の審査判定業務に関すること」を追加
令和2年3月	最終処分場（3代）完成（45,247㎡）
令和3年3月	ごみ焼却処理施設（3代）環境センターエネクリン北薩完成（44t/24h×2炉）

6 共同処理事務

組合は、「北薩広域行政事務組合規約」により、表2-7に示す事務を共同処理します。

表2-7 組合の共同処理事務

共同処理する事務	市町
(1) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。	阿久根市、出水市、長島町
(2) じんかい処理施設の設置及び管理運営に関すること。	
(3) 管理型最終処分場の設置及び管理運営に関すること。	
(4) リサイクル推進施設の設置及び管理運営に関すること。	阿久根市（粗大ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に限る。）、出水市、長島町
(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護認定及び要支援認定（これらの認定、更新、変更又は取消しの行為及びその通知に関する事務に限る。）に関すること。	阿久根市、出水市、長島町
(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく市町村審査会の審査判定業務（第13条において「障害支援区分審査判定」という。）に関すること。	

7 構成市町間の相互調整

組合がごみ処理に関して実施主体となるのは、中間処理施設と最終処分場の設置及び管理運営に関する事業です。

しかしながら、構成市町におけるごみ処理事業を円滑に推進していくためには、収集運搬から最終処分に至るまでの処理過程におけるごみ処理計画を策定する必要があります。

そこで、構成市町の計画及び事業実施内容との整合に留意し、十分に相互調整を図り、構成市町におけるごみの減量化・再資源化の推進及びごみの適正処理を図っていきます。

8 処理施設の位置

処理施設の位置を図2-11に示します。

ごみ焼却施設（環境センター エネクリン北薩）及び一般廃棄物最終処分場は、広域農道である北薩オレンジロード沿いに位置しています。（所在地：鹿児島県出水市野田町上名7918番地1）

リサイクル施設（リサイクルセンター エコリア北薩）は、国道504号線沿いに位置しています。（所在地：鹿児島県出水市野田町上名6499番地9）

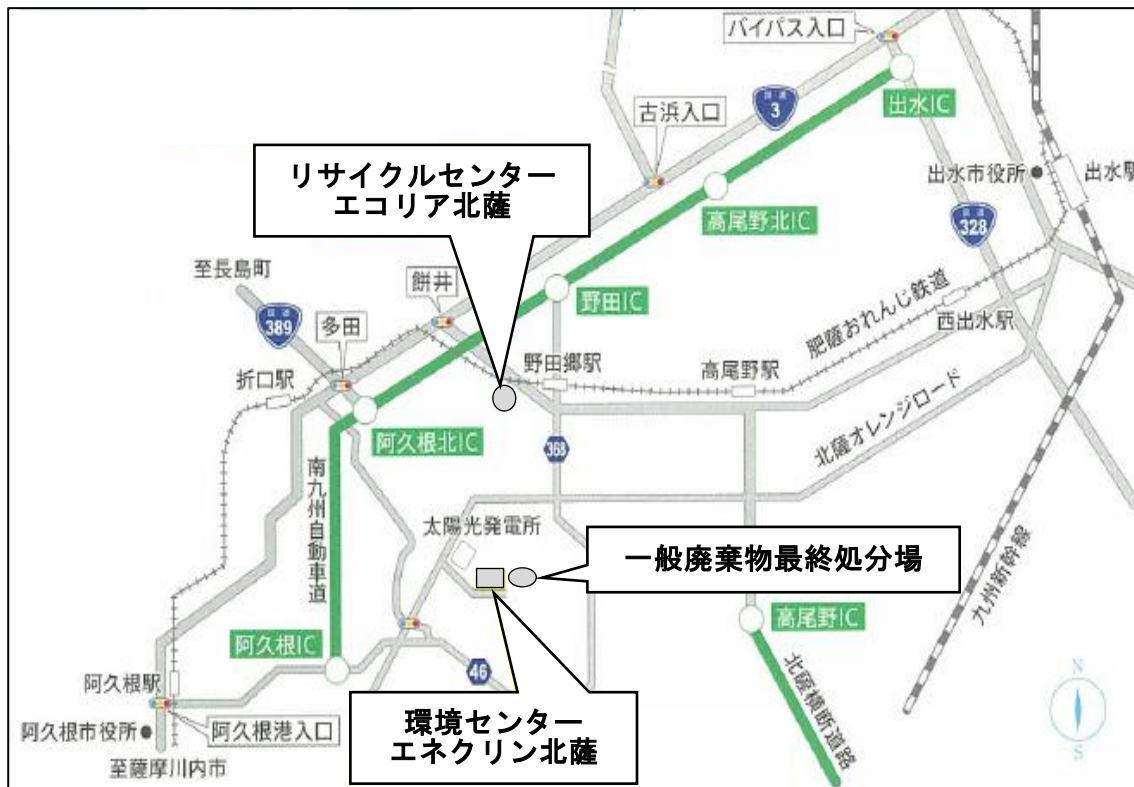


図2-11 処理施設の位置図

第3章 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理フロー

令和4年度の組合圏域におけるごみ処理フローを図3-1に示します。

ごみ処理過程において、組合が主体となり実施するのは、中間処理及び最終処分です。

排出量は26,729.9t、中間処理量は24,255.4t、総資源化量は3,404.1t、最終処分量は3,855.3tです。

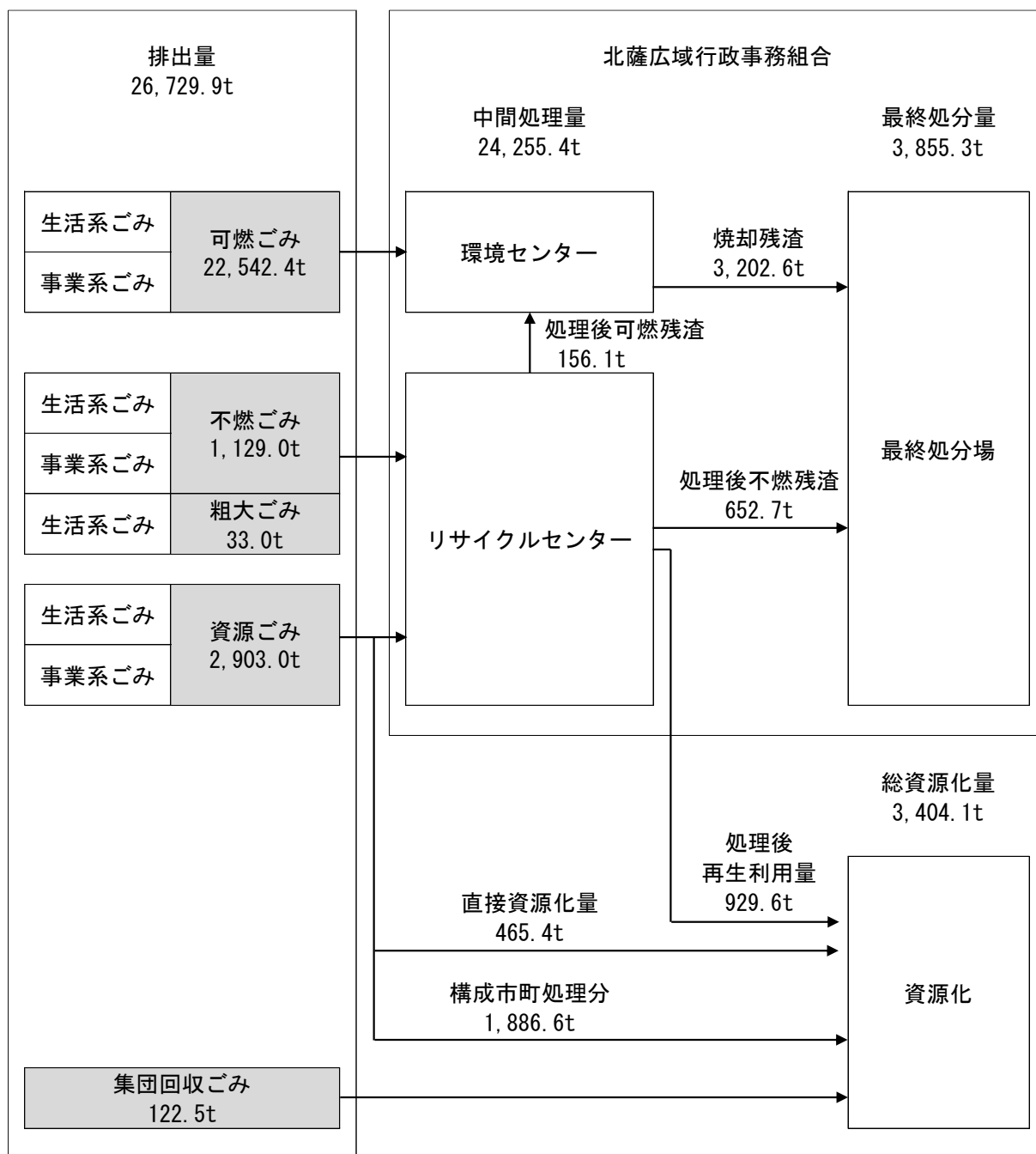


図3-1 ごみ処理フロー（令和4年度）

2 ごみ処理体制

(1) ごみの排出抑制

発生するごみは表 3-1 に示すとおり、分別、収集運搬、処理の各段階に応じて、住民、排出事業者、構成市町及び組合が主体となって処理・処分を行っています。

(2) 分別区分

分別区分は表 3-1 に示すとおり、構成市町とも「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」及び「資源ごみ」の 4 区分に大別し、分別収集を実施しています。

(3) 収集・運搬

収集・運搬区域は、組合を構成する 2 市 1 町の行政区域の全域です。

ごみ収集・運搬体制は表 3-1 に示すとおり実施しています。

表3-1 ごみ収集・運搬体制

市町村	項目		排出区分（小区分）	排出容器	収集回数	収集場所*	収集の対象	収集体制	処理施設
	阿久根市	燃やせるごみ		台所ごみ、布団、紙おむつ・生理用品、プラスチック製のプリンター、カセットテープ・ビデオテープ等、プラスチック製の洗面器等、プラスチック製の食器	指定袋	週2回	ごみステーション	一般家庭	市（民間委託）
燃やせないごみ		せともの類、なべ類、ガラス、小型家電製品（家電リサイクル等対象品目以外）	指定袋	月2回					
粗大ごみ		自転車、タンス、机、じゅうたん等	—	申請	戸別収集				
資源ごみ		プラスチック製空き容器	卵パック、シャンプー容器等、弁当ガラ、スナック菓子やパンの袋等、ペットボトルのキャップ・ラベル	指定袋	週1回	ごみステーション			
			アルミ缶	指定袋	月2回	ごみステーション			
		空き缶	スチール缶	指定袋	—	—			
			ペットボトル	ペットボトル	収集ネット	月2回	リサイクルステーション		
		トレイ	食品用トレイ、発泡スチロール	収集ネット	月2回	リサイクルステーション			
			びん類	茶色びん	専用容器又は土のう袋	月2回	リサイクルステーション		
		透明びん							
		その他びん							
		生きびん							
		段ボール・新聞等	新聞・雑誌、段ボール、菓子箱・紙パック	ひも束（紙ひも）又は指定袋	週1回	ごみステーション			
		古着・古布	古着	指定袋	月1回	ごみステーション			
乾電池	乾電池	透明又は半透明の袋	月2回	ごみステーション					
蛍光灯	蛍光灯	透明又は半透明の袋	月2回	ごみステーション					
生ごみ	生ごみ	専用容器	週2回	ごみステーション					
出水市	項目		排出区分（小区分）	排出容器	収集回数	収集場所	一般家庭	市（民間委託）	北薩広域行政事務組合環境センター 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター または 資源化業者 資源化業者 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 資源化業者 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 資源化業者
	燃やせるごみ		生ごみ、ポリバケツ、CD、DVD、使い捨てライター、ビニールひも、使い捨てカイロ、アルミホイル 等	指定袋	週2回	ステーション方式			
	燃やせる粗大ごみ		カラーボックス、カーベット、布団、衣装ケース、ポリタンク 等	—	月1回				
	燃やせないごみ		茶碗、陶器、花びん、ガラス、鍋類 等	指定袋（一部地区は専用コンテナ）	月2回				
	燃やせない粗大ごみ		自転車、ストーブ、掃除機、コンロ、金属製椅子等指定袋に入らないじんかい車で収集可能なごみ	—	月1回				
	資源ごみ	古紙類	新聞紙・チラシ	ひも束（紙ひも）	月2回				
			段ボール	ひも束（紙ひも）					
			雑誌	ひも束（紙ひも）					
			飲料紙パック	透明な袋					
			その他の紙類（紙ひもでしぼりにくい紙）	収集用ネット					
		古繊維類	古着	透明な袋					
			アルミ缶	収集用ネット					
		スチール缶	飲料缶等	収集用ネット					
			生きびん	—					
		駄びん類	無色透明のびん	収集袋					
			茶色のびん	収集袋					
			その他の色のびん	収集袋					
		ペットボトル	ペットボトル	収集用ネット					
		その他プラスチック	その他プラスチック製容器包装	収集用ネット					
		蛍光灯	蛍光灯	専用容器					
乾電池		乾電池	専用容器						
食用油		菜種油、大豆油、コーン油、ごま油、サラダ油 等	ペットボトル等の容器						
カセットボンベ・スプレー缶等		カセットボンベ、スプレー缶、殺虫剤缶、塗料スプレー缶 等	専用コンテナ						
長島町	項目		排出区分（小区分）	排出容器	収集回数	収集場所	一般家庭	町（民間委託）	北薩広域行政事務組合環境センター 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 民間業者 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 資源化業者 北薩広域行政事務組合リサイクルセンター 資源化業者
	燃えるごみ		紙、プラスチック製品、生ごみ等焼却可能な物	指定袋	週2回	ステーション方式			
	燃えないごみ		金属、ガラス、陶磁器、電気製品等焼却不可能な物	コンテナ	月2回				
	規格外粗大ごみ		大型家具、大型電化製品等（家電5品目を除く）、農機具	—	年1回	指定場所			
	資源ごみ	びん類	無色透明びん	コンテナ	月2回				
			茶色びん						
			その他びん						
		缶類	アルミ缶	専用ネット		月2回			
			スチール缶						
		ペットボトル	ペットボトル	専用ネット		月2回			
		プラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	専用ネット		月2回			
		紙類	紙パック	ひも束（紙ひも）		月2回			
			段ボール						
			新聞紙・チラシ						
雑誌									
古着		古着	専用ネット	月2回					
乾電池	乾電池	コンテナ、バケツ	月2回						
蛍光灯	蛍光灯	コンテナ							
てんぷら油	てんぷら油	コンテナ							

※ 阿久根市では令和5年8月より、ごみ出し困難者（対象者）に対する戸別収集の支援事業を開始しています。

(4) 組合における中間処理

中間処理は、組合が運営・管理する「環境センター エネクリン北薩」において可燃ごみの焼却処理を、「リサイクルセンター エコリア北薩」において不燃ごみ等の破碎・選別及び圧縮処理を行っており、概要を表3-2、図3-2、表3-3、図3-3に示します。

表3-2 ごみ焼却施設（環境センター エネクリン北薩）の概要

項目	概要
施設名称	北薩広域行政事務組合 環境センター エネクリン北薩
所在地	鹿児島県出水市野田町上名 7918 番地1
敷地面積	約 21,880m ²
炉形式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	88t/日 (44t/24h 炉 × 2炉)
着工～竣工	平成 30 年6月～令和3年3月
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼設備	ストーカ式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ
水処理方式	(プラント排水) 排水処理設備処理後、循環無放流 (生活排水) 浄化槽処理後、放流
通風設備	押込送風機、誘引送風機
排ガス処理設備	減温塔、HCl・SOx 除去設備、活性炭吹込設備、ろ過式集じん器、触媒反応塔
余熱利用設備	蒸気タービン発電機(定格出力 990 kW)
灰処理設備	(灰出し設備) 焼却灰冷却装置、灰ピット (飛灰処理設備) 飛灰貯蓄槽、混練機、飛灰処理物ピット

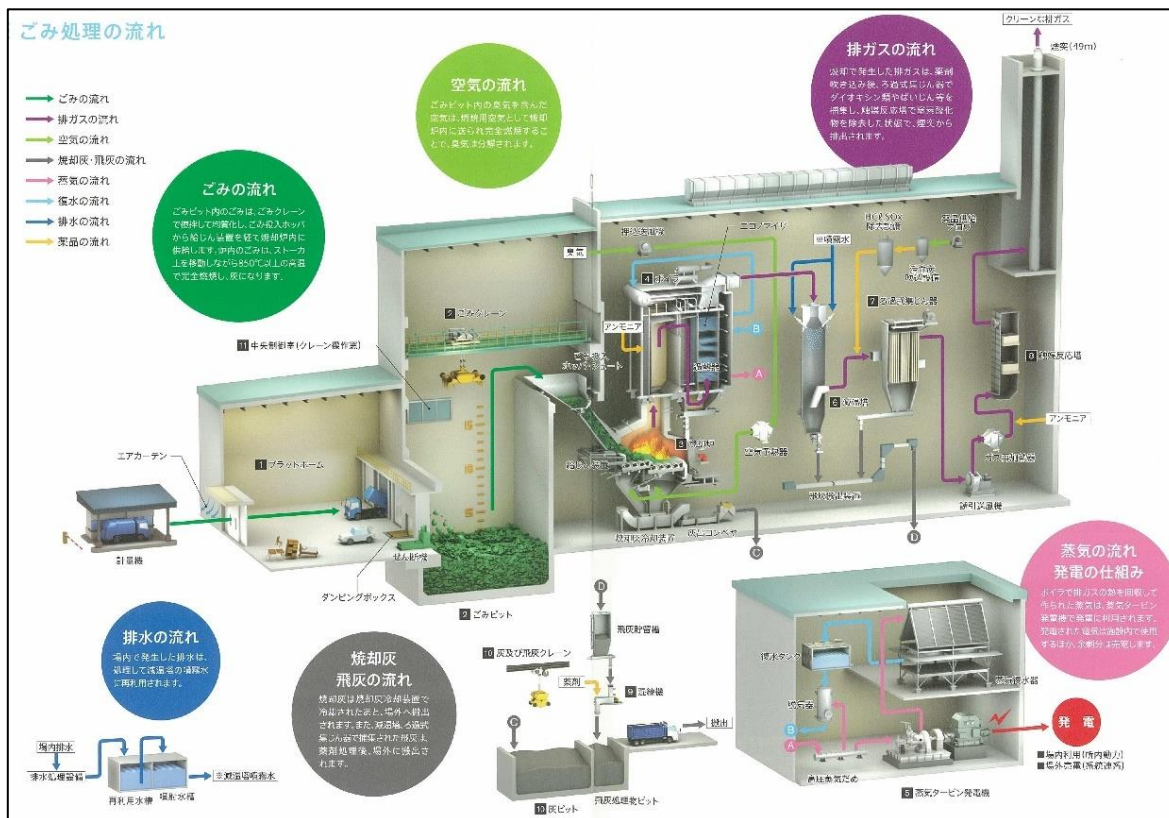
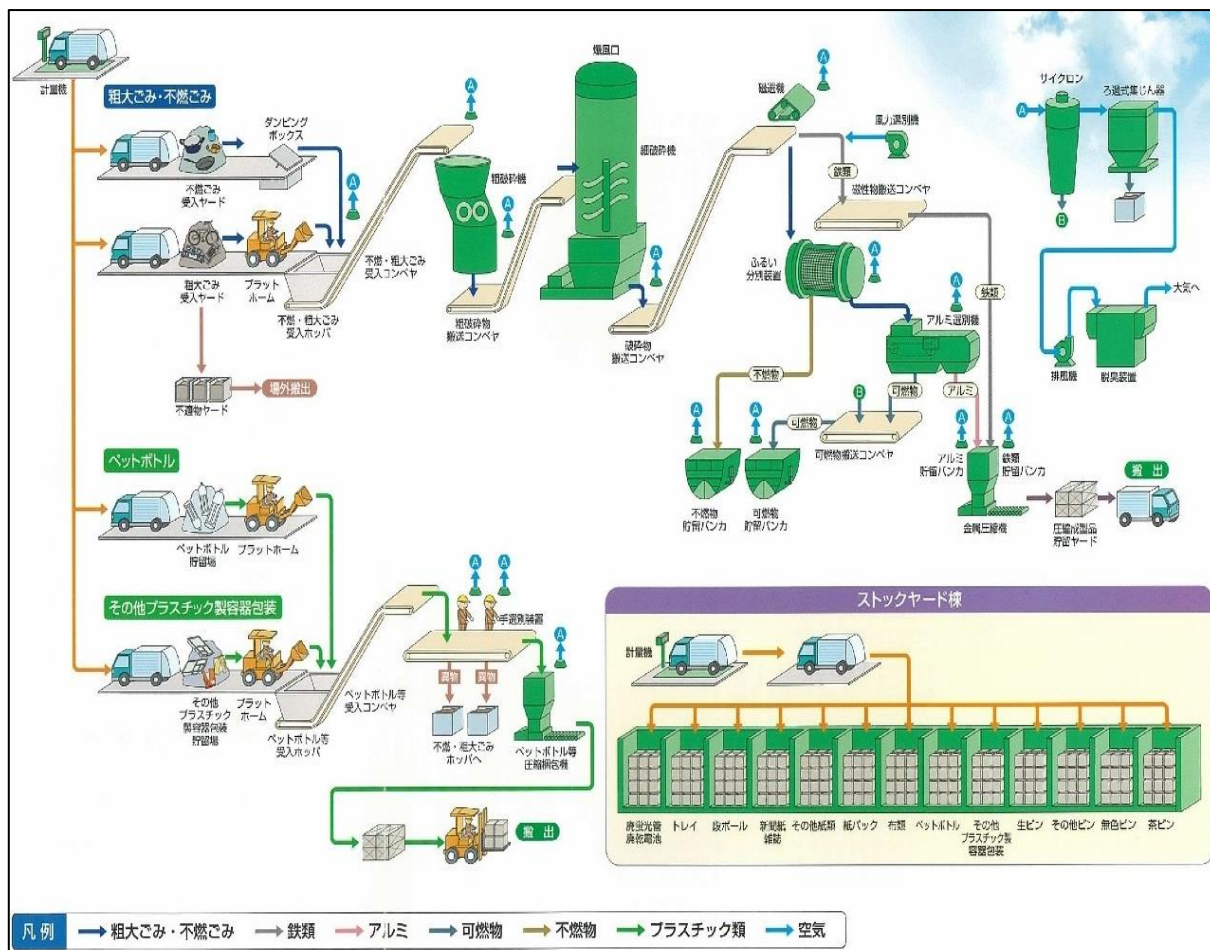


図3-2 ごみ焼却施設における処理フロー図

資料：環境センター エネクリン北薩 パンフレット

表 3-3 リサイクル施設（リサイクルセンター エコリア北薩）の概要

項目	概要
施設名称	北薩広域行政事務組合 リサイクルセンター エコリア北薩
所在地	鹿児島県出水市野田町上名 6499 番地9
敷地面積	約 23,321m ²
処理能力	【粗大ごみ・不燃ごみ】10t/日(5h) 【ペットボトル・その他プラスチック製容器包装】3t/日(5h)
着工～竣工	平成 18 年 12 月～平成 20 年 3 月
受入供給設備	ヤード方式
選別設備	【粗大・不燃ライン】磁性物、アルミ類、可燃物、不燃物 【資源ライン】ペットボトル、その他プラスチック製容器包装
処理内容	【粗大・不燃ライン】破碎機、磁選機、風力選別機、アルミ選別機、プレス機 【資源ライン】手選別装置、圧縮梱包機
資源物取扱品目	ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(圧縮梱包) びん類、古紙類、布類、廃乾電池、廃蛍光管(保管)
集じん設備	サイクロン、ろ過式集じん器



(5) 最終処分

最終処分は、組合が運営・管理する「一般廃棄物最終処分場」で行っており、埋立地と浸出水処理施設で構成されます。

一般廃棄物最終処分場の概要を表3-4、図3-4及び図3-5に示します。

表3-4 一般廃棄物最終処分場の概要

項目	概要
施設名称	北薩広域行政事務組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	鹿児島県出水市野田町上名 7918 番地1
敷地面積	20,700m ²
埋立面積	8,600m ²
埋立容量	45,247m ³ (埋立年数:15年間)
着工～竣工	(埋立地)平成30年6月～令和2年3月、(浸出水処理施設)平成29年7月～令和2年3月
埋立対象物	焼却残渣(焼却灰及び飛灰)、不燃残渣
埋立方法	サンドイッチ・セル方式
埋立構造	準好気性埋立構造
浸出水処理能力	100m ³ /日
浸出水処理方式	カルシウム除去+接触ばっ気(硝化・脱窒)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒
調整設備容量	(第1調整槽)3,000m ³ 、(第2調整槽)3,000m ³



図3-4 最終処分場配置図

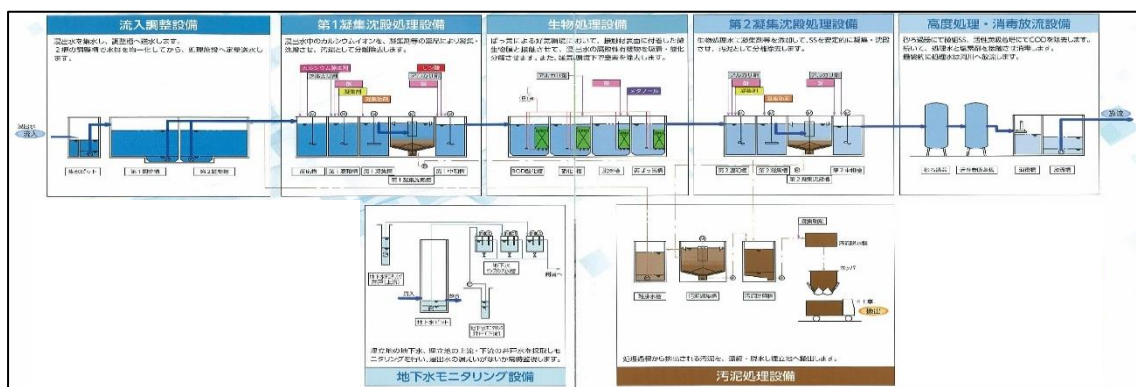


図3-5 最終処分場浸出水処理施設における処理フロー図

資料：一般廃棄物最終処分場 パンフレット

3 ごみ処理の実績

(1) ごみの種類別排出量の実績

ア 阿久根市

阿久根市のごみの排出量の実績を 表3-5 及び図3-6 に示します。

生活系ごみは、平成30年度から令和4年度にかけて減少しています。

事業系ごみは、令和2年度をピークとして増加傾向を示していましたが、その後は減少しています。

合計としては、事業系ごみと同様の傾向を示しています。

表3-5 ごみ排出量の実績（阿久根市）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
計画処理区域内人口 (人)		20,367	20,009	19,610	19,135	18,743	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	4,477.0	4,447.3	4,424.1	4,355.7	4,305.9
		可燃ごみ	3,153.7	3,208.9	3,183.4	3,165.7	3,118.4
		不燃ごみ	252.7	235.7	271.8	242.7	235.0
		粗大ごみ	7.0	8.0	9.0	8.0	8.0
		資源ごみ	1,063.6	994.7	959.9	939.3	944.5
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	2,946.1	3,092.5	3,286.1	3,063.6	3,019.2
		可燃ごみ	2,297.1	2,412.2	2,550.7	2,310.1	2,307.2
		不燃ごみ	38.2	52.7	48.8	43.7	39.9
		資源ごみ	610.8	627.6	686.6	709.8	672.1
	合計	(t/年)	7,423.1	7,539.8	7,710.2	7,419.3	7,325.1

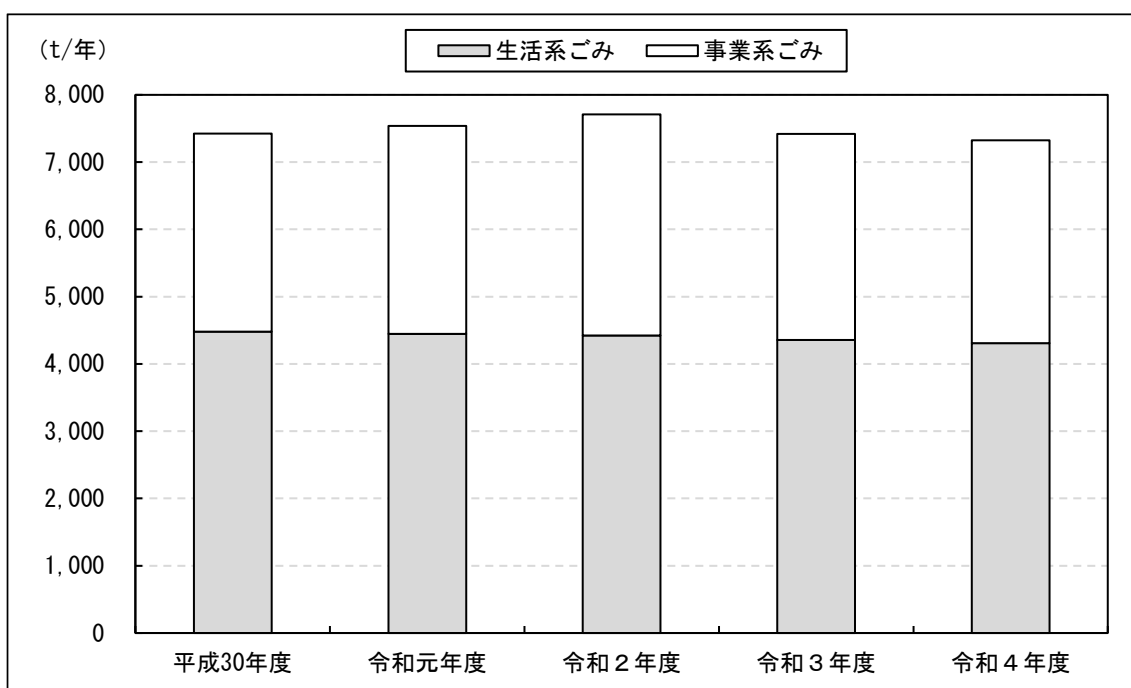


図3-6 ごみ排出量の実績（阿久根市）

イ 出水市

出水市のごみの排出量の実績を表3-6及び図3-7に示します。
 生活系ごみは、令和元年度は増加しましたが、その後は減少しています。
 事業系ごみは、平成30年度から令和4年度にかけて減少しています。
 合計としては、事業系ごみと同様の傾向を示しています。

表3-6 ごみ排出量の実績（出水市）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
計画処理区域内人口（人）		53,213	53,018	52,765	52,069	51,689	
排出量	生活系ごみ	年間量（t/年）	11,612.7	11,753.6	11,623.7	11,010.7	10,982.0
		可燃ごみ	9,633.4	9,834.4	9,640.8	9,212.4	9,219.3
		不燃ごみ	555.9	559.5	646.9	549.7	531.4
		粗大ごみ	19.0	22.0	23.0	21.0	22.0
		資源ごみ	1,404.4	1,337.7	1,313.0	1,227.6	1,209.3
	事業系ごみ	年間量（t/年）	6,938.3	6,770.2	6,308.1	6,093.8	5,970.8
		可燃ごみ	6,615.0	6,465.0	6,065.8	5,854.4	5,739.9
		不燃ごみ	298.3	282.1	231.1	224.6	211.1
		資源ごみ	25.0	23.1	11.2	14.8	19.8
	合計（t/年）		18,551.0	18,523.8	17,931.8	17,104.5	16,952.8

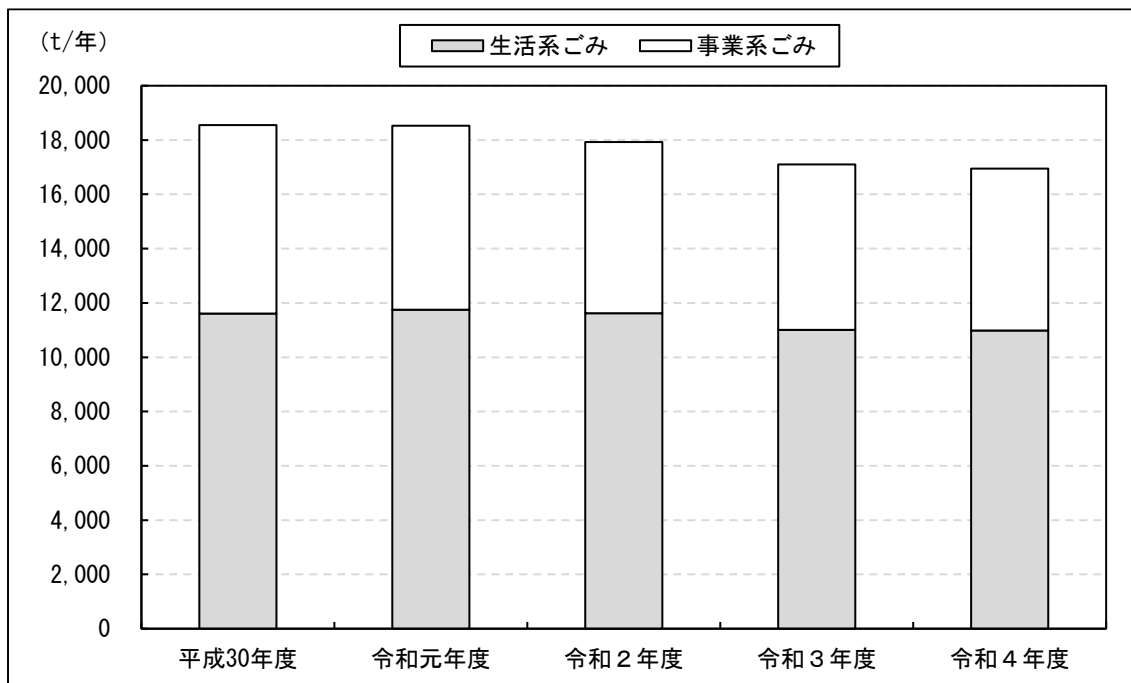


図3-7 ごみ排出量の実績（出水市）

ウ 長島町

長島町のごみの排出量の実績を表3-7及び図3-8に示します。
 生活系ごみは、令和元年度は増加しましたが、その後は減少しています。
 事業系ごみは、平成30年度から令和4年度にかけて減少しています。
 合計としては、生活系ごみと同様の傾向を示しています。

表3-7 ごみ排出量の実績（長島町）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
計画処理区域内人口（人）		10,436	10,259	10,091	9,908	9,688	
排出量	生活系ごみ	年間量（t/年）	1,877.1	1,900.0	1,897.4	1,875.6	1,861.6
		可燃ごみ	1,613.9	1,645.3	1,618.9	1,608.2	1,594.6
		不燃ごみ	86.8	87.2	103.8	91.0	94.5
		粗大ごみ	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		資源ごみ	174.4	164.5	171.7	173.4	169.5
	事業系ごみ	年間量（t/年）	720.7	708.0	682.6	628.0	590.4
		可燃ごみ	688.0	674.8	649.8	596.7	563.0
		不燃ごみ	20.4	22.6	24.7	21.0	17.1
		資源ごみ	12.3	10.6	8.1	10.3	10.3
	合計（t/年）		2,597.8	2,608.0	2,580.0	2,503.6	2,452.0

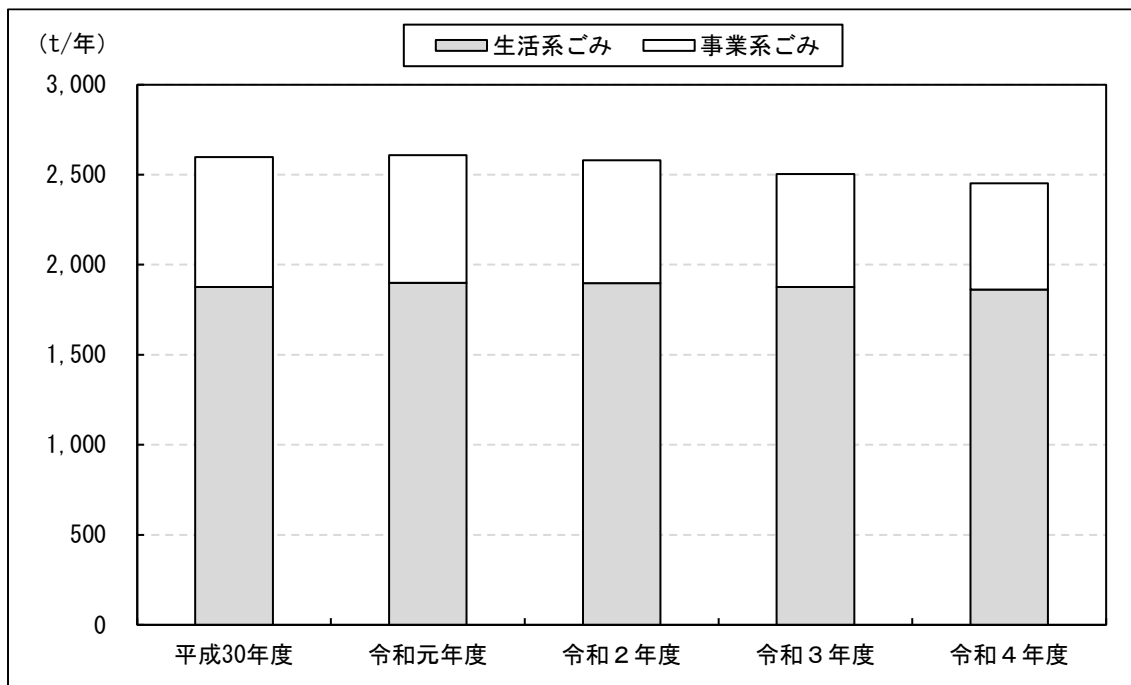


図3-8 ごみ排出量の実績（長島町）

工 組合圏域

組合圏域のごみの排出量の実績を表3-8及び図3-9に示します。
 生活系ごみは、令和元年度は増加したが、その後は減少しています。
 事業系ごみは、平成30年度から令和4年度にかけて減少しています。
 合計としては、生活系ごみと同様の傾向を示しています。

表3-8 ごみ排出量の実績（組合圏域）

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
計画処理区域内人口（人）		84,016	83,286	82,466	81,112	80,120	
排出量	生活系ごみ	年間量（t/年）	17,966.8	18,100.9	17,945.2	17,242.0	17,149.5
		可燃ごみ	14,401.0	14,688.6	14,443.1	13,986.3	13,932.3
		不燃ごみ	895.4	882.4	1,022.5	883.4	860.9
		粗大ごみ	28.0	33.0	35.0	32.0	33.0
		資源ごみ	2,642.4	2,496.9	2,444.6	2,340.3	2,323.3
	事業系ごみ	年間量（t/年）	10,605.1	10,570.7	10,276.8	9,785.4	9,580.4
		可燃ごみ	9,600.1	9,552.0	9,266.3	8,761.2	8,610.1
		不燃ごみ	356.9	357.4	304.6	289.3	268.1
		資源ごみ	648.1	661.3	705.9	734.9	702.2
	合計	年間量（t/年）	28,571.9	28,671.6	28,222.0	27,027.4	26,729.9

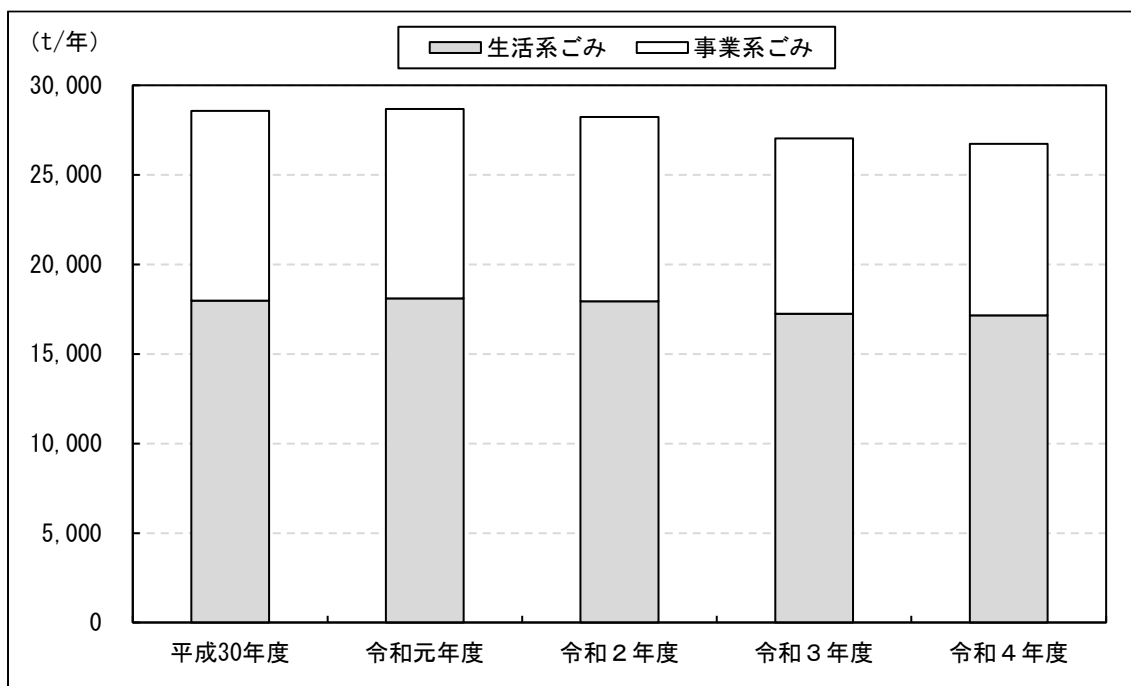


図3-9 ごみ排出量の実績（組合圏域）

(2) 減量化・再生利用

構成市町では、以下に示すごみの減量化及び再生利用に関する方策を実施し、あわせて広報・啓発活動に努めています。

ア 生ごみ堆肥化事業

阿久根市においては、生ごみ堆肥化事業を平成 26 年 10 月から実施しており、一般家庭や事業所から排出される生ごみを分別収集した後に堆肥化し、農業などに活用することで、循環型社会の推進とごみの減量化に努めています。

イ 生ごみ処理機等の購入に対する助成

出水市及び長島町の生ごみ処理については、自家処理を基本としており、表 3-9 に示すとおり生ごみ処理機等の購入費に対する補助金交付制度が実施されています。

今後も生ごみ減量化の推進と減量化意識の向上を図っていきます。

表 3-9 構成市町における生ごみ処理機器等購入に対する補助金制度

交付対象品目		交付対象経費等	交付金額
出水市	電動生ごみ処理機	設置（購入）に要する経費	経費の 2 分の 1 の額。 ただし、25,000 円を限度とし、1 世帯あたり 1 基を限度とする。
	生ごみ処理器		経費の 2 分の 1 の額。 ただし、3,000 円を限度とする。
	木製生ごみ処理器 （土壌混合型）		土を同時に購入する場合は 15,000 円、土を同時に購入しない場合は 12,000 円とする。
	水切り容器		経費の 2 分の 1 の額。 ただし、2,000 円を限度とする。
長島町	電動生ごみ処理機	購入に要する経費	経費の 2 分の 1 の額。 ただし、35,000 円を限度とし、1 世帯につき 1 基を限度とする。
	生ごみ堆肥化容器		経費の 2 分の 1 の額。 ただし、2,500 円を限度とし、1 世帯につき 2 基を限度とする。

ウ 資源ごみの分別収集の実施

構成市町では、資源ごみの分別収集（表 3-1 参照）を実施しており、品目は構成市町ごとに一部異なりますが、「缶類」、「ペットボトル」、「プラスチック製容器包装」、「びん類」、「古紙類」等を回収し、組合及び資源化業者等への引渡しを行っています。

(3) 収集・運搬

収集・運搬は、排出者（自己搬入）、市町の民間委託業者及び許可業者により行われています。

(4) 組合における中間処理・最終処分

中間処理・最終処分の実績を表3-10に示します。

焼却処理量は、令和元年度以降減少しています。

総資源化量は、令和2年度以降減少しています。

最終処分量は、概ね横ばいで推移しています。

表3-10 中間処理・最終処分の実績

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
焼却	焼却処理量 (t/年)	24,133.0	24,379.0	23,865.4	22,879.0	22,673.1
	可燃ごみ（古紙類以外）	23,970.0	24,209.9	23,677.4	22,721.5	22,517.0
	処理後可燃残渣（リサイクルセンター）	163.0	169.1	188.0	157.5	156.1
	古紙類	31.1	30.7	32.0	26.0	25.4
	焼却残渣量	3,009.7	3,012.9	3,026.6	3,079.0	3,202.6
	焼却による減量化量	21,123.3	21,366.1	20,838.8	19,800.0	19,470.5
リサイクル	総資源化量 (t/年)	3,702.5	3,566.8	3,600.9	3,476.0	3,404.1
	直接資源化量	522.8	496.6	488.3	468.3	465.4
	処理後再生利用量（組合処理分）	917.6	917.1	978.5	950.9	929.6
	処理後鉄	324.2	325.1	358.4	322.4	301.1
	処理後アルミ	56.7	52.8	60.0	52.4	52.1
	資源物	536.7	539.2	560.1	576.1	576.4
	処理後再生利用量（構成市町処理分）	2,020.1	1,938.8	1,973.7	1,958.4	1,886.6
	集団回収量	242.0	214.3	160.4	98.4	122.5
	処理後残渣量 (t/年)	899.4	894.9	943.7	829.9	808.8
	処理後可燃残渣	163.0	169.1	188.0	157.5	156.1
処理後不燃残渣	736.4	725.8	755.7	672.4	652.7	
最終処分	最終処分量 (t/年)	3,746.1	3,738.7	3,782.3	3,751.4	3,855.3
	焼却灰	2,142.2	2,115.9	2,189.9	2,171.8	2,287.6
	飛灰	867.5	897.0	836.7	907.2	915.0
	処理後不燃残渣（リサイクルセンター）	736.4	725.8	755.7	672.4	652.7

(5) 組合における可燃ごみの性状

可燃ごみの性状の実績を表3-11、図3-10及び図3-11に示します。

ごみの種類別組成は、「紙・布類」が最も多く、全体の50～60%程度を占めています。

低位発熱量は、8,000～9,500kJ/kg程度で推移しています。

三成分は、可燃分が最も多く約50%を占めています。

表3-11 可燃ごみの性状の実績

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
種類別組成	紙、布類 (%)	56.3	60.1	57.1	54.3	55.6
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類 (%)	15.1	14.6	17.5	12.8	13.4
	木、竹、わら類 (%)	19.7	12.7	15.0	20.7	20.6
	ちゅう芥類 (%)	6.9	11.3	9.6	11.4	9.8
	不燃物類 (%)	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0
	その他 (%)	1.6	1.2	0.8	0.8	0.6
単位容積重量 (kg/m ³)		167.8	168.7	179.1	187.7	188.4
三成分	水分 (%)	41.3	42.3	41.2	44.4	42.1
	灰分 (%)	6.4	6.0	5.9	5.8	5.7
	可燃分 (%)	52.3	51.7	52.9	49.8	52.2
低位発熱量 (kJ/kg)		8,823	8,666	8,917	8,357	9,473

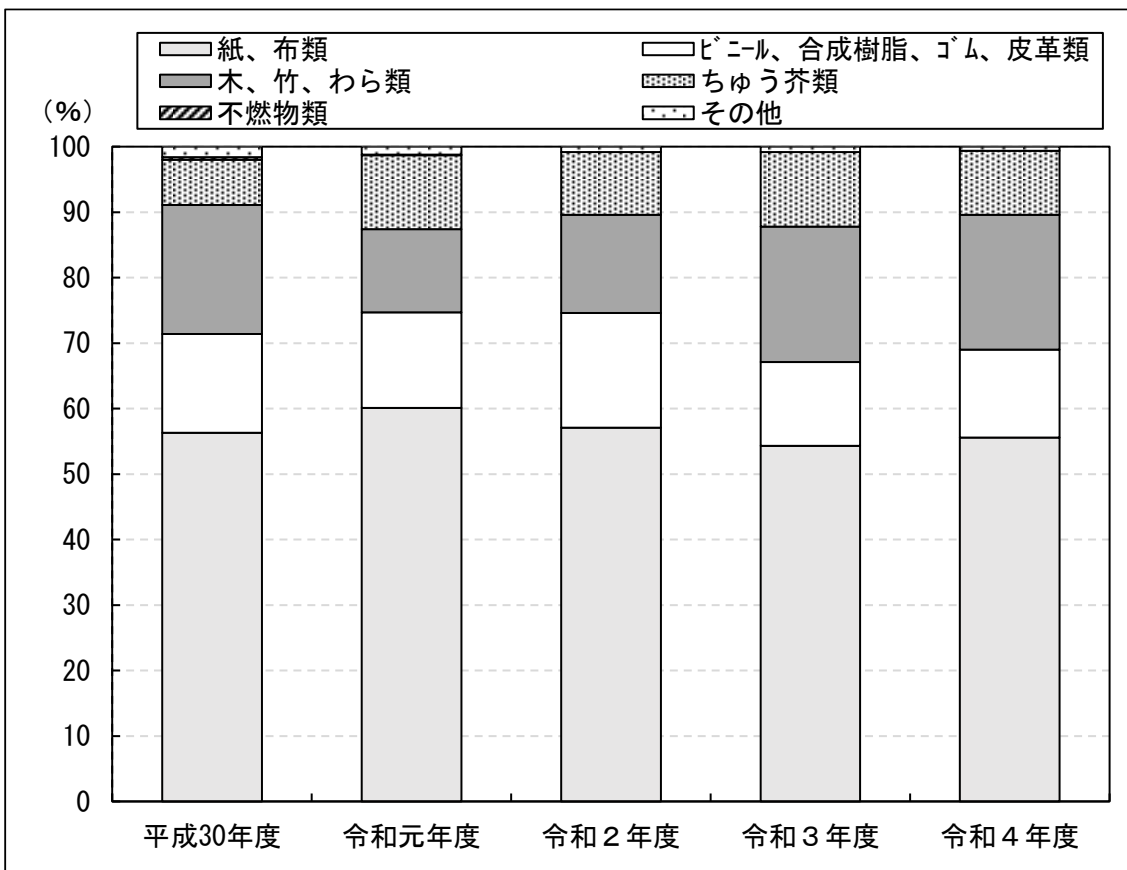


図3-10 可燃ごみの種類別組成の実績

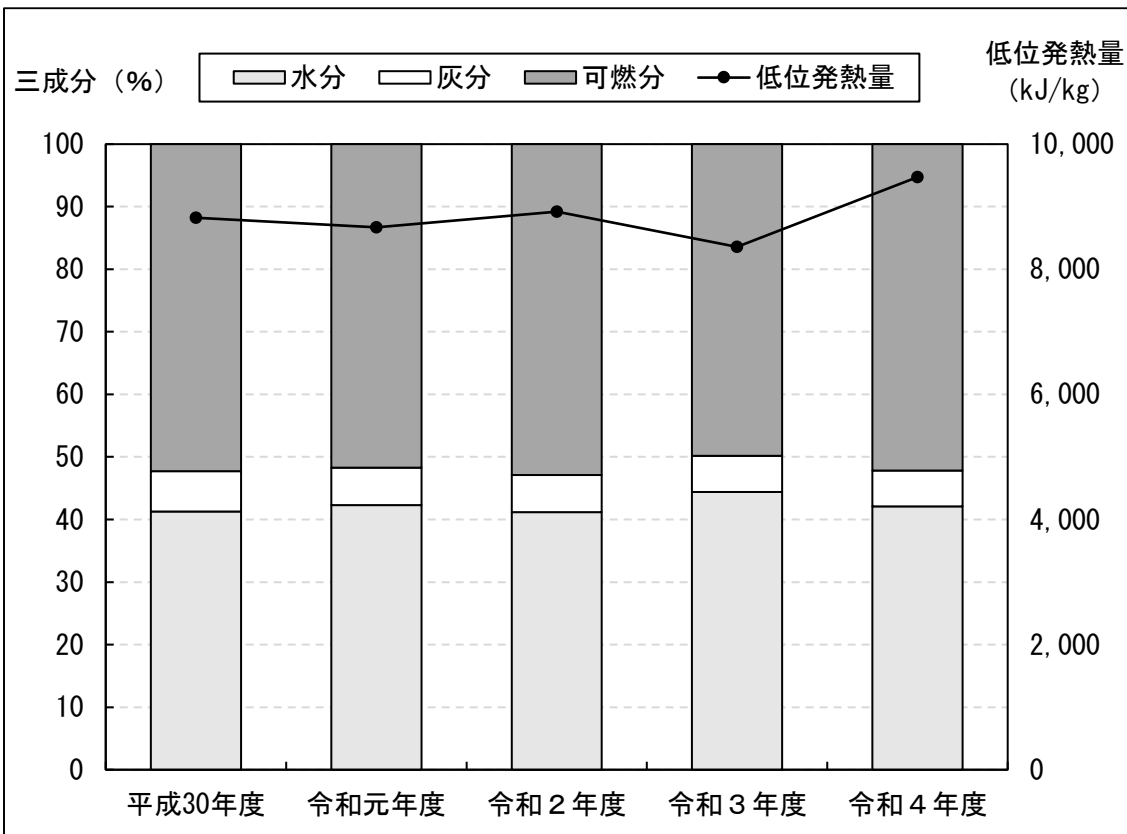


図3-11 可燃ごみの三成分・低位発熱量の実績

(6) 焼却灰の性状

焼却灰の性状の実績を表3-12に示します。

焼却灰の熱灼減量（大型不燃物除去後）は、令和2年度までは3%前後で推移していましたが、令和3年度以降は、新たなごみ焼却施設（環境センター エネクリン北薩）が稼働開始したことで、焼却灰の熱灼減量は2%以下となっています。

表3-12 焼却灰の性状の実績

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大型不燃物の割合 (%)	4.1	2.7	2.5	3.5	3.8
焼却灰の熱灼減量 ^{※1、2} （大型不燃物除去前） (%)	2.8	3.8	3.3	1.8	1.5
焼却灰の熱灼減量（大型不燃物除去後） (%)	3.0	3.9	3.4	1.9	1.5

※1 熱灼減量は、焼却灰を再度燃焼させた際の重量の減少率（未燃分の割合）を示します。

※2 熱灼減量の基準値（施設性能基準）は、連続炉は5%以下となります（バッチ炉10%以下、准連続炉7%以下）。

(7) 組合における温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の実績を表3-13に示します。

温室効果ガスの排出量は、平成25年度実績で20,662.1t-CO₂/年、令和3年度実績で9,543.8t-CO₂/年となっており、可燃ごみへの廃プラスチック類の混入が減少したことや新たな焼却施設で発電を開始したことに伴い減少しています。

また、ごみ処理に関する1人1日当たりの温室効果ガス排出量は、平成25年度実績で638.1g-CO₂/人・日、令和3年度実績で322.4g-CO₂/人・日となっています。

表3-13 温室効果ガス排出量の実績

項目	CO ₂		CH ₄		N ₂ O		合計		
	平成25年度	令和3年度	平成25年度	令和3年度	平成25年度	令和3年度	平成25年度	令和3年度	増減(%)
エネルギー起源温室効果ガス (t-CO ₂)	3,444.5	1,027.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3,444.5	1,027.2	-70.2
燃料の使用 (t-CO ₂)	540.6	409.8					540.6	409.8	-24.2
電気の使用 (t-CO ₂)	2,903.9	617.4					2,903.9	617.4	-78.7
非エネルギー起源温室効果ガス (t-CO ₂)	16,680.7	8,050.8	91.3	43.9	445.6	421.9	17,217.6	8,516.6	-50.5
一般廃棄物の焼却 (t-CO ₂)	16,680.7	8,050.8	52.0	3.6	433.7	409.8	17,166.4	8,464.2	-50.7
廃プラスチック類 (t-CO ₂)	16,680.7	8,050.8					16,680.7	8,050.8	-51.7
廃プラスチック類以外 (t-CO ₂)			48.6	0.6	405.4	384.4	454.0	385.0	-15.2
し尿処理施設の汚泥焼却 (t-CO ₂)			3.4	3.0	28.3	25.4	31.7	28.4	-10.4
し尿の処理 (t-CO ₂)			38.9	39.9	11.4	11.6	50.3	51.5	2.4
浄化槽（生活排水）の処理 (t-CO ₂)			0.4	0.4	0.2	0.2	0.6	0.6	0.0
自動車の走行 (t-CO ₂)			0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0
合計 (t-CO ₂)	20,125.2	9,078.0	91.3	43.9	445.6	421.9	20,662.1	9,543.8	-53.8
割合 (%)	97.4%	95.1%	0.4%	0.5%	2.2%	4.4%	100.0%	100.0%	-
ごみ処理に関する1人1日当たり温室効果ガス排出量 (g-CO ₂ /人・日)	621.5	306.6	2.8	1.5	13.8	14.3	638.1	322.4	-49.5

資料：北薩広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和5年6月）

(8) 組合におけるごみ処理に係る財政（財源）及び処理コスト

ア ごみ処理に係る財政（財源）

ごみ処理に係る財政（財源）の実績を表3-14及び図3-12に示します。

全体を通じて、市町負担金の割合が最も多いです。

また、循環型社会形成推進交付金を用いて、平成30年6月から令和3年3月にかけて「環境センターエネクリン北薩」及び「一般廃棄物最終処分場」を整備し、令和4年度からは「旧環境センター」の解体に伴う国庫支出金による財源がありました。

表3-14 ごみ処理に係る財政（財源）の実績

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定財源	1,984,612	3,561,672	4,965,462	446,055	527,380
国庫支出金	338,395	1,349,833	1,162,607	0	6,056
都道府県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	1,700
使用料及び手数料	37,102	37,710	37,459	63,201	62,401
市町負担金	1,331,685	1,891,545	3,729,177	347,699	420,598
その他	277,430	282,584	36,219	35,155	36,625
一般財源	0	0	0	0	0
合計	1,984,612	3,561,672	4,965,462	446,055	527,380

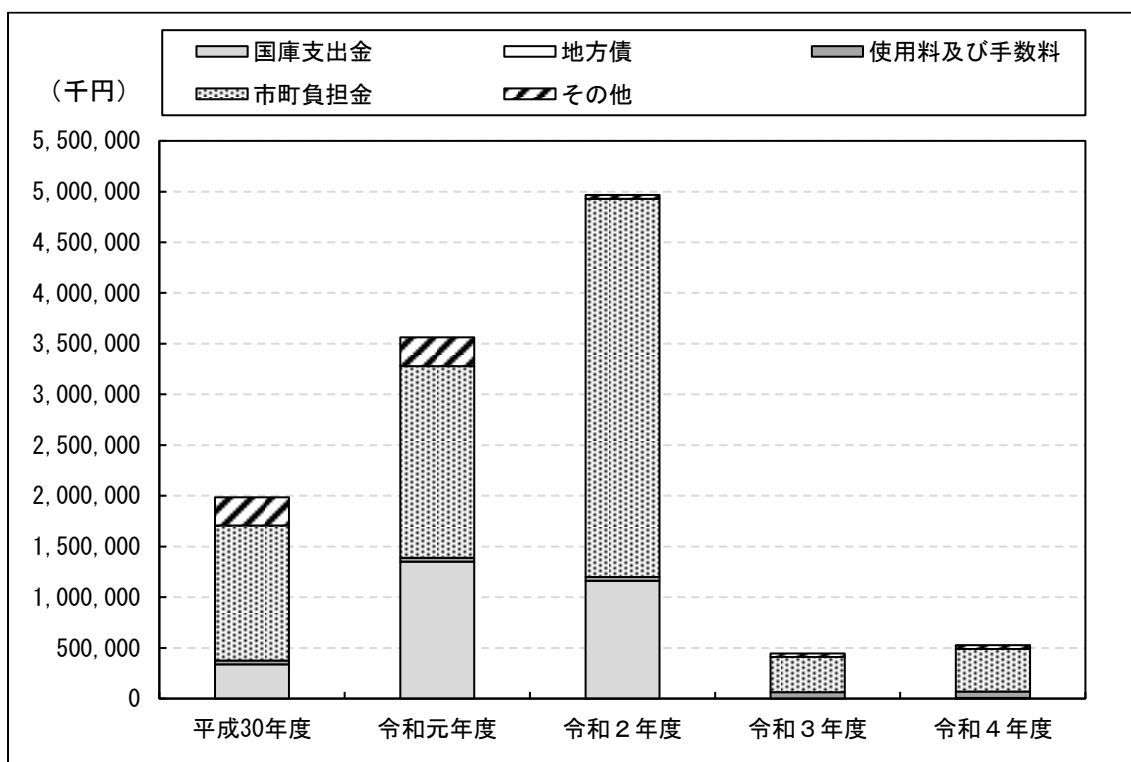


図3-12 ごみ処理に係る財政（財源）の実績

イ 組合におけるごみ処理に係るコスト

ごみ処理に係るコストの実績を表3-15及び図3-13に示します。

平成30年6月から令和3年3月にかけて「環境センターエネクリン北薩」を、平成30年6月から令和2年3月にかけて「一般廃棄物最終処分場」を整備したため、平成30年度から令和2年度の建設改良費が増加しました。

処理及び維持管理費は増減を繰り返しており、令和4年度の経費は4億8,322万8千円です。

表3-15 ごみ処理に係るコストの実績

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
建設改良費	1,023,113	3,114,267	4,585,942	0	10,228	
工事費	中間処理施設	38,289	2,491,183	4,206,367	0	10,228
	最終処分	984,824	559,279	0	0	0
	その他	0	63,805	379,575	0	0
	調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	425,833	408,596	338,194	413,577	483,228	
人件費		50,143	53,949	55,649	59,478	55,711
	処理費	中間処理費	224,449	221,847	119,583	73,459
	最終処分費	21,969	9,554	28,581	24,640	18,500
委託料	129,272	123,246	134,381	252,380	307,583	
その他	0	0	0	0	0	
調査研究費	0	0	0	3,620	4,519	
合計	1,448,946	3,522,863	4,924,136	413,577	493,456	

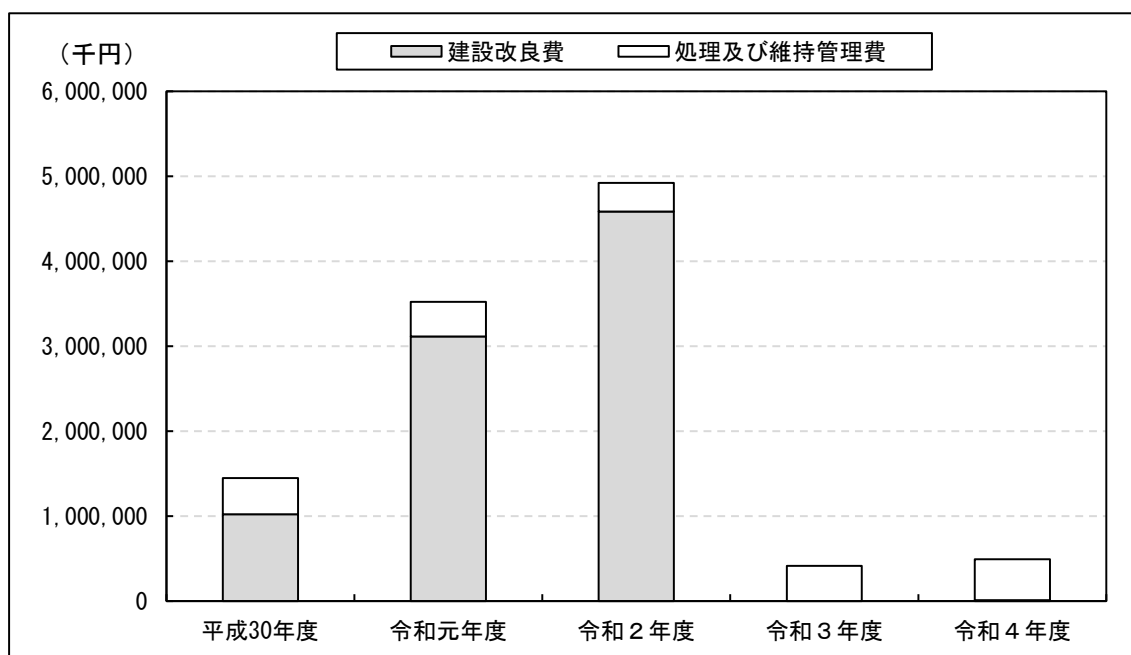


図3-13 ごみ処理コストの実績

4 ごみ処理の評価

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年実態調査結果）」を用いて、構成市町と産業構造、人口及び都市形態が類似する県内の市町村と比較しました。

なお、各指標は指数値による評価を行っており、レーダーチャートが平均（太線）の外側に飛び出している項目は、優れていることを示します。

（1）阿久根市

阿久根市のごみ処理システムの評価を表3-16及び図3-14に示します。

「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」については100を上回る指数値を示しています。

「人口1人1日当たりごみ総排出量」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は100を下回る指数値を示しています。

表3-16 ごみ処理システムの評価（阿久根市）

項目		人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
		(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
類似自治体	平均	0.897	0.172	0.108	11,501	37,281
	最大	1.124	0.743	0.257	18,423	71,278
	最小	0.676	0.072	0.018	5,375	16,862
	標準偏差	0.114	0.164	0.061	3,278	11,706
阿久根市	実績値	1.047	0.237	0.122	11,214	31,841
	指数値	83.3	137.8	87.0	102.5	114.6
平均との比較		ごみ排出量は多い。	資源回収率は高い。	最終処分される割合は多い。	1人当たりの年間処理経費は少ない。	費用対効果は高い。
指数の見方		指数が大きいほどごみ排出量は少ない。	指数が大きいほど資源回収率は高い。	指数が大きいほど最終処分される割合は小さい。	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少ない。	指数が大きいほど費用対効果は高い。

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	I	50,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上

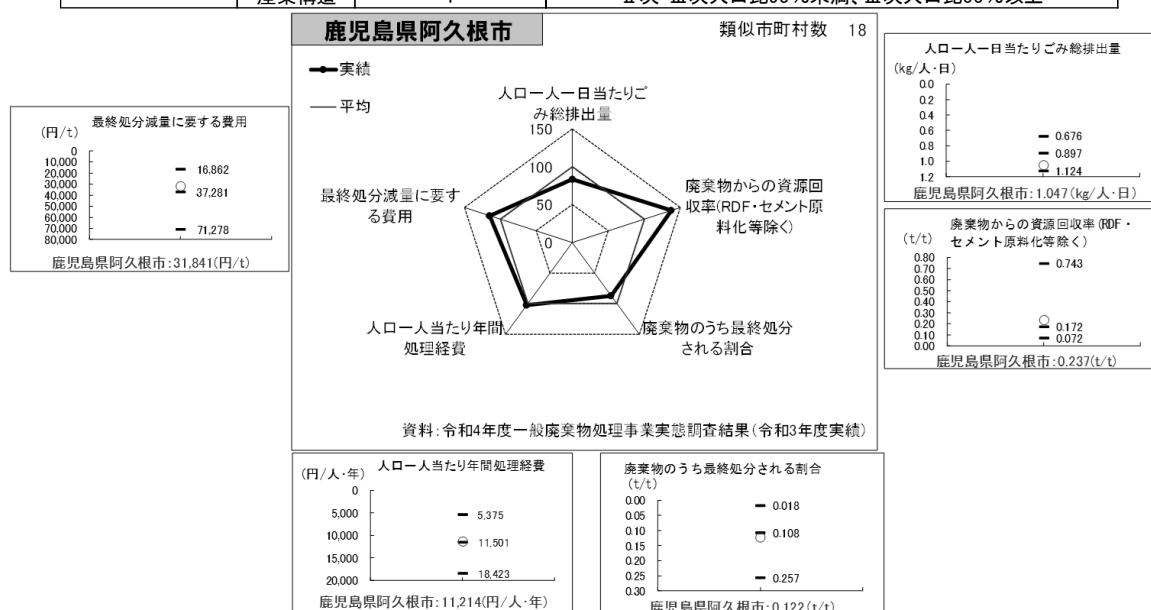


図3-14 ごみ処理システムの評価（阿久根市）

(2) 出水市

出水市のごみ処理システムの評価を表3-17及び図3-15に示します。

「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」については100を上回る指数値を示しています。

「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は100を下回る指数値を示しています。

表3-17 ごみ処理システムの評価（出水市）

項目		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
類似自治体	平均	0.897	0.172	0.108	11,501	37,281
	最大	1.124	0.743	0.257	18,423	71,278
	最小	0.676	0.072	0.018	5,375	16,862
	標準偏差	0.114	0.164	0.061	3,278	11,706
出水市	実績値	0.887	0.087	0.145	5,375	17,271
	指数値	101.1	50.6	65.7	153.3	153.7
平均との比較		ごみ排出量は少ない	資源回収率は低い。	最終処分される割合は多い。	1人当たりの年間処理経費は少ない。	費用対効果は高い。
指数の見方		指数が大きいほどごみ排出量は少ない。	指数が大きいほど資源回収率は高い。	指数が大きいほど最終処分される割合は小さい。	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少ない。	指数が大きいほど費用対効果は高い。

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	Ⅱ	50,000人以上～100,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上

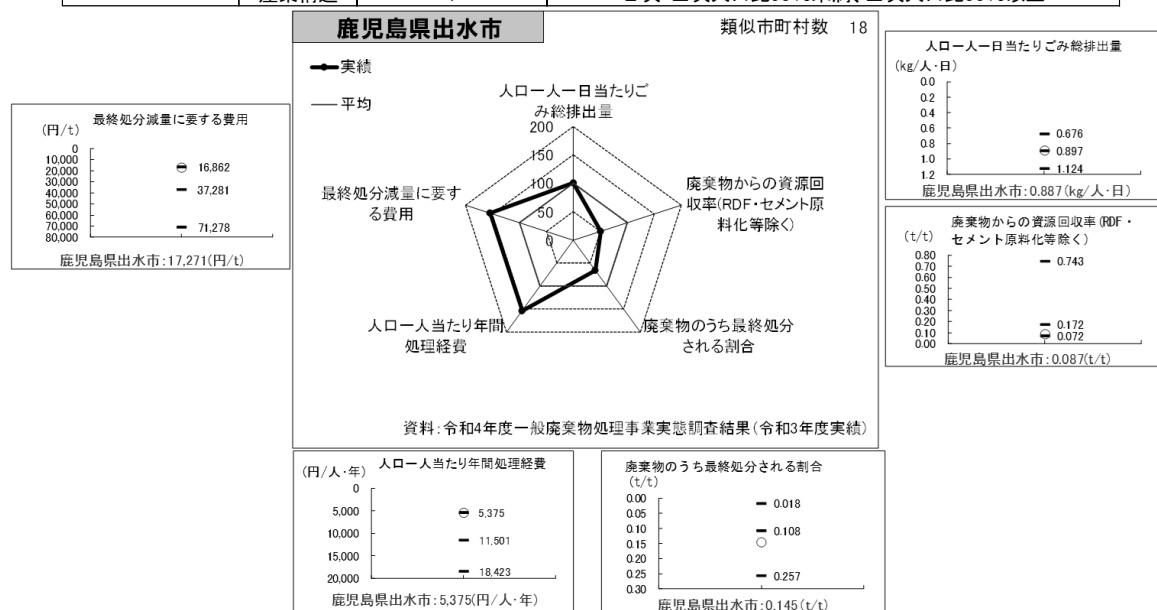


図3-15 ごみ処理システムの評価（出水市）

(3) 長島町

長島町のごみ処理システムの評価を表3-18及び図3-16に示します。

「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」については100を上回る指数値を示しています。

「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」は100を下回る指数値を示しています。

表3-18 ごみ処理システムの評価（長島町）

項目		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
類似自治体	平均	0.907	0.202	0.116	16,051	55,597
	最大	1.547	0.816	0.796	37,226	168,142
	最小	0.588	0.024	0.008	5,971	17,557
	標準偏差	0.238	0.181	0.149	6,903	31,228
長島町	実績値	0.677	0.081	0.147	5,971	25,173
	指数値	125.4	40.1	73.3	162.8	154.7
平均との比較		ごみ排出量は少ない	資源回収率は低い。	最終処分される割合は多い。	1人当たりの年間処理経費は少ない。	費用対効果は高い。
指数の見方		指数が大きいほどごみ排出量は少ない。	指数が大きいほど資源回収率は高い。	指数が大きいほど最終処分される割合は小さい。	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少ない。	指数が大きいほど費用対効果は高い。

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅲ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満

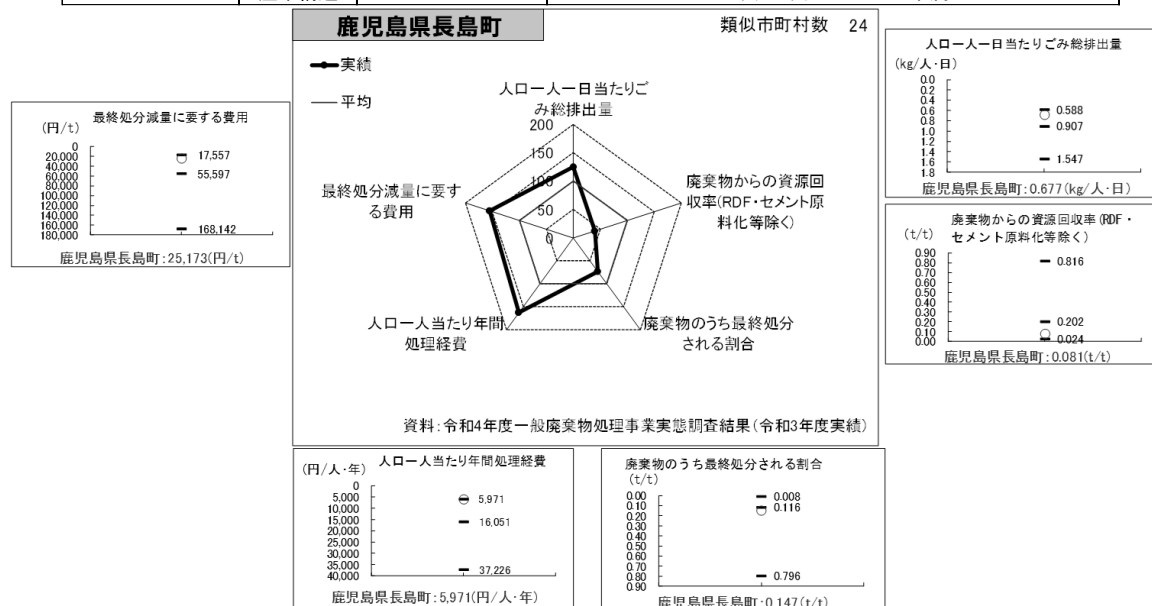


図3-16 ごみ処理システムの評価（長島町）

表3-19 指標の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	$\text{ごみ総排出量} \div 366 \div \text{計画収集人口} \times 10^3$
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF 除く) (t/t)	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
	最終処分減量に要する費用 (円/t)	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

5 課題の抽出

（1）排出抑制の課題

構成市町における「人口1人1日当たりごみ総排出量」は、阿久根市は平均より多く、出水市は平均並み、長島町は平均以下であるが、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」は、阿久根市は平均より多く、出水市及び長島町は平均以下です。

循環型社会形成に向けて、分別の徹底、資源回収の徹底、ライフスタイルの見直しを行い、ごみの排出抑制を行う必要があります。

（2）収集・運搬の課題

収集・運搬の課題としては、以下が挙げられます。

- ・高齢化の進行により高齢者が今後さらに増える見込みで、特に一人暮らしの高齢者に対しては、ごみ出しの支援が必要になってきます。
- ・廃家電及び小型家電のリサイクルについて、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（小型家電リサイクル法）へ対応する必要があります。
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）へ対応する必要があります。
- ・二酸化炭素削減対策として環境に配慮した収集車両の導入を進めていく必要があります。

（3）中間処理の課題

リサイクル施設（リサイクルセンター エコリア北薩）は平成20年4月に供用開始し、必要に応じ補修・整備を行ってきましたが、経年劣化等が見られ始めています。そのため、令和4年3月に策定された「インフラ長寿命化総合計画」を踏まえ、リサイクルセンターの適切な老朽化対策や省エネルギー化対策を実施していく必要があります。

（4）最終処分の課題

組合が所有する「一般廃棄物最終処分場」は令和2年4月に供用開始し、埋立年数を15年で計画しており、残余埋立量は予定どおり推移していますが、埋立期間を延長するためには、継続してごみ減量化を行い、最終処分量削減に努める必要があります。

（5）ごみ処理経費の課題

近年の厳しい地方財政を踏まえ、可能な限りごみ処理経費を低減することが必要となります。

第2節 ごみ処理行政の動向

1 国におけるごみ処理行政の動向

(1) 第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

「循環型社会形成推進基本計画」は、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

「第4次循環型社会形成推進基本計画」では、近年の循環型社会の状況を踏まえて「第3次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が表3-20のように設定されています。

表3-20 一般廃棄物の減量化に係る目標値（抜粋）

目標値の種類	2025年度目標値
一般廃棄物の排出量（万トン）	約3,800
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1} （g/人・日）	約850
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2} （g/人・日）	約440
事業系ごみ排出量（万トン）	約1,100
一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{※3} （%）	約28
一般廃棄物の最終処分量（万トン）	約320

※1 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）/人口/365日

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）/人口/365日

※3 一般廃棄物の出口側の循環利用率 = 一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量

(2) 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）

「廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）」は、「廃棄物処理法第5条の3第1項」の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものです。5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、2023年度から2027年度までの5年間の計画期間としています。

「廃棄物処理施設整備計画」に示された基本的理念等を表3-21に示します。

表3-21 廃棄物処理施設整備計画に示された基本的理念等

項目	内容
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> ・基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化 ・災害時も含めた持続可能な適正処理の確保 ・脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化 ・持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 ・廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進 ・地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備 ・災害対策の強化 ・地域住民等の理解と協力・参画の確保 ・廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）／食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）

「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」に基づき、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要を表3-22に示します。

表3-22 食品ロスの削減の推進に関する法律/基本的な方針の概要

項目	概要
目的	多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を定める。 2 都道府県は、基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努める。 3 市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努める。
基本的施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者、事業者等に対する教育及び学習の振興、普及啓発等 2 食品関連事業者等の取組に対する支援 3 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 4 食品ロスの実態調査、効果的な削減方法等の調査研究 5 先進的な取組等の情報の収集及び提供 6 未利用食品等を提供するための活動の支援等

(4) プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）／プラスチック資源循環法（令和4年4月）

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

「プラスチック資源循環戦略」及び「プラスチック資源循環法」の概要をそれぞれ表3-23及び表3-24に示します。

表3-23 プラスチック資源循環戦略の概要

項目	概要
基本原則	3R+Renewable（持続可能な資源）
重点戦略	1 プラスチック資源循環 ①リデュース等の徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・バイオプラスチックの利用促進 2 海洋プラスチック対策 3 国際展開 4 基盤整備
マイルストーン	1 リデュース ○2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 2 リユース・リサイクル ○2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ○2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ○2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 3 再生利用・バイオマスプラスチック ○2030年までに再生利用を倍増 ○2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

表3-24 プラスチック資源循環法の概要

項目	概要
目的	プラスチック製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般において、プラスチック資源の循環を促進する。
基本方針	1 プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に関する環境配慮設計 2 ワンウェイプラスチックの使用の合理化 3 プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等
個別の措置事項	1 環境配慮設計指針 2 使用の合理化 3 市町村の分別収集・再商品化 4 製造・販売事業者等による自主回収 5 排出事業者の排出抑制・再資源化 等

2 県におけるごみ処理行政の動向

(1) 鹿児島県廃棄物処理計画（令和3年3月）

鹿児島県では、令和3年3月に「鹿児島県廃棄物処理計画」を策定し、具体的目標として、排出量、1人1日当たり排出量、リサイクル率、最終処分量の目標を表3-25のとおり設定しています。

表3-25 鹿児島県廃棄物処理計画における目標

項目	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量（千トン）	532	501	483	9.2%削減
1人1日当たり排出量（g/人/日）	918	909	875	4.7%削減
リサイクル率（%）	16.4	17.4	23.4	7.0ポイント増加
最終処分量（千トン）	59	52	47	20.3%削減

(2) 鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画（令和4年12月）

「鹿児島県ごみ処理広域化・集約化計画（令和4年12月）」は、鹿児島県内におけるごみ処理の広域化・集約化を目的として、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月、環境省）」で示された新たな国の方針に基づき策定されました。

広域化・集約化計画では、鹿児島県を7ブロックに分けており、組合圏域は薩摩川内市及びさつま町とともに「北薩ブロック」に分類されています。

組合圏域のごみ焼却施設は、令和3年4月に供用開始しているため、今後長期にわたって継続して使用可能ですが、ごみ焼却施設を更新する際には、将来の人口減少を見据え、さらなる広域化・集約化を推進する必要があります。

3 近隣市町におけるごみ処理行政の動向

薩摩川内市、伊佐市及びさつま町の令和3年度のごみ処理の状況を、表3-26に示します。

薩摩川内市のごみ総排出量は28,174tで、平成6年に川内クリーンセンターを供用開始し、基幹改良工事を平成29年度から令和元年度にかけて行いました。

伊佐市のごみ総排出量は8,589tで、平成15年に伊佐北始良環境管理組合未来館ごみ処理施設を供用開始し、基幹改良工事を令和5年度から令和6年度にかけて行っています。

さつま町のごみ総排出量は5,592tで、平成9年にさつま町クリーンセンターを供用開始しており、継続使用しています。

表3-26 近隣市町におけるごみ処理の状況

項目	薩摩川内市	伊佐市	さつま町	組合圏域
人口（人）	93,171	24,609	20,332	80,120
ごみ総排出量（t/年）	28,174	8,589	5,592	26,730
1人1日当たりの排出量（g/人・日）	828	956	754	914
収集方法	計画収集 直接搬入	計画収集 直接搬入	計画収集 直接搬入	計画収集 直接搬入
処理方法	直接資源化 中間処理	直接資源化 直接埋立 中間処理	直接資源化 中間処理	直接資源化 中間処理
最終処分方法	埋立	埋立	埋立	埋立
施設名称 （中間処理施設）	川内クリーン センター	未来館 ごみ処理施設	さつま町クリーン センター	環境センター/ リサイクル センター
供用開始年	平成6年	平成15年	平成9年	令和3年/ 平成20年
基幹改良工事等年度	平成29年度～ 令和元年度	令和5年度～ 令和6年度		

※ 組合圏域は令和4年度実績値を示します。

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（令和3年度調査結果）（環境省）

4 その他の動向

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、2015年9月の国連サミットにおいて2016年から2030年までの国際目標として採択されました。

SDGsに掲げられている17のゴールのうち、本計画に関係する項目を図3-17に示します。

SDGsでは、ゴール12「つくる責任 つかう責任」において、食品ロスの削減や、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））による廃棄物の削減を目指しています。

その他、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」、ゴール14「海の豊かさを守ろう」等とも密接な関係があります。



図3-17 SDGsでかかげる17の目標

資料：国際連合広報センター

第3節 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

ごみ問題は、私たちの生活に直結する身近な環境問題であり、地球温暖化やその他の環境問題と複雑に関連していることから、低炭素社会・自然共生社会への取組との統合が推進されています。

国では、「第4次循環型社会形成推進計画（平成30年6月）」を策定し、近年の循環型社会の状況を踏まえ、第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

さらに、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針が平成28年1月に変更され、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第1項の規定に基づく基本方針が平成27年7月に変更されました。これを踏まえ、「ごみ処理基本計画策定指針」が平成28年9月に改訂されました。

こうした現状の中で、構成市町と組合では、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところです。

これらに基づき、循環型社会の形成のための施策を推進するため、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定します。

本計画は、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成26年3月策定）（以下「前回計画」という。）」を見直し、構成市町及び組合の統一的な基本方針を示すものです。

2 計画の位置付け

(1) 廃棄物関連法令等との関係

本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に努めることが重要です。

さらに、循環型社会と低炭素社会との統合的实现やその実践の場としての地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりのための循環共生型の地域社会の構築を図る観点や、災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る観点も踏まえ、他の計画等との関係も考慮した上で策定することが重要です。

本計画と関係する法令等を図3-18に示します。

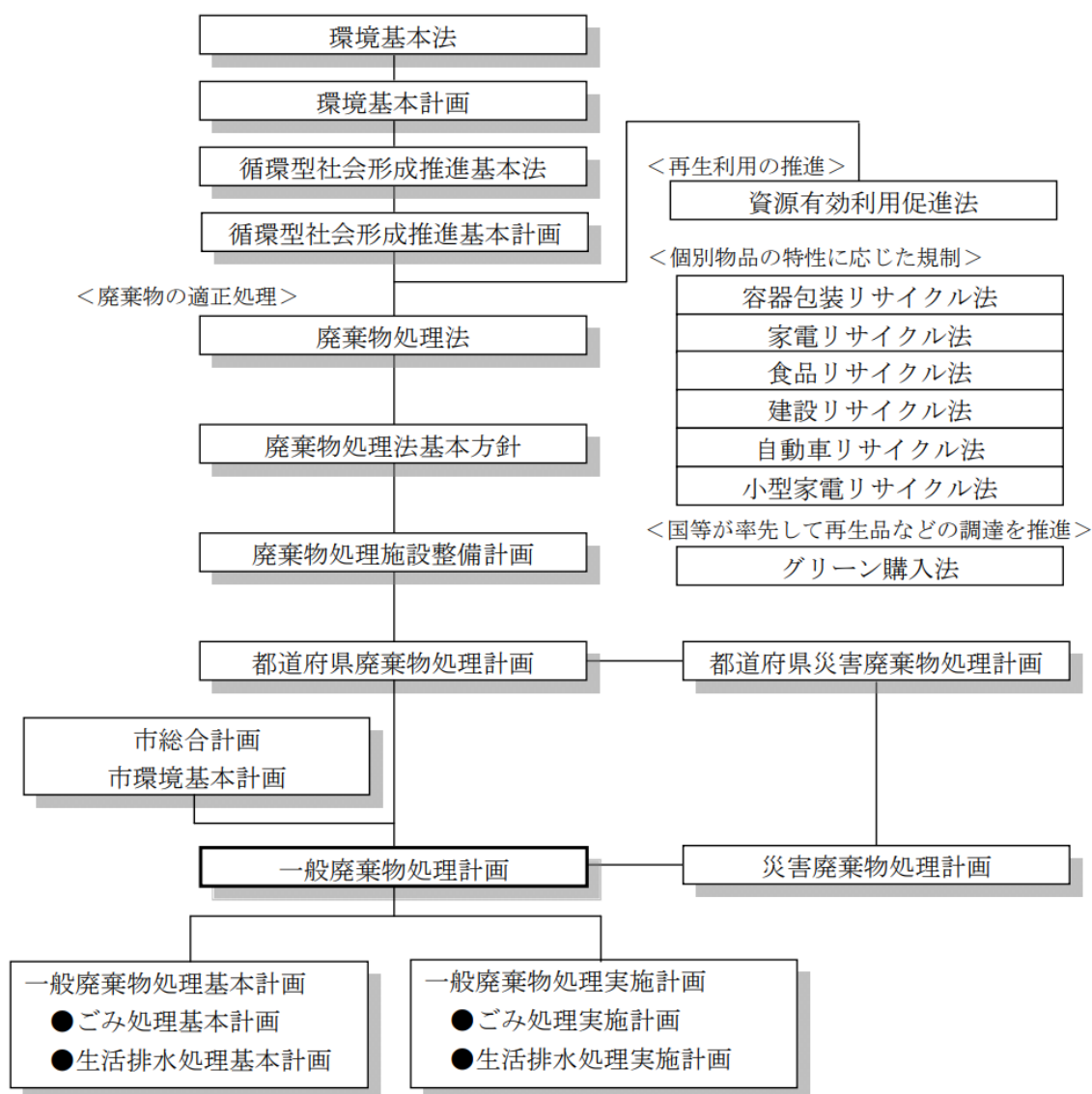


図3-18 本計画と関係する法令等

出典：ごみ処理基本計画策定指針（環境省、平成28年9月）

(2) 上位計画等との関係

鹿児島県及び構成市町の将来計画（総合計画等）の基本構想及びその構想を受けて策定された基本計画における「ごみ処理事業」の位置づけを以下に示します。

ア かがしま未来創造ビジョン（改訂版）（令和4年3月）

「かがしま未来創造ビジョン（改訂版）（令和4年3月）」の概要を図3-19に示します。



図3-19 かがしま未来創造ビジョン（改訂版）の概要

●ごみ処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進します。
- ・県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりによる食品ロスの削減など、ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

イ 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）

「第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）」の概要を表3-27に示します。

表3-27 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

「しごと」 基本目標1	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 働く場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産業の競争力強化（「稼げる農林水産業」の実現） <ul style="list-style-type: none"> ア 農林水産業の生産体制の強化 イ 農林水産業の販売力の強化 ② 観光産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ア 戦略的なPR展開 イ 国内外からの誘客促進 ウ 観光地域づくり・ブランディング等の推進 エ 観光関連施策の推進 ③ イノベーションの創出と競争力のある産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ア たゆみないイノベーションによる付加価値の創出・向上 イ 起業、新分野参入や販路拡大による活発なビジネスの展開 ウ 企業立地の促進等による産業集積と製造業等の成長 エ 地域特性を生かした産業の向上 オ 建設現場における生産性の向上 カ 中小企業等の経営革新や経営基盤強化 ④ ライフスタイルをデザインできる働き方の創出
「ひと」 基本目標2	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが活躍できる社会の実現、人材の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ① 誰もが活躍できる社会づくり ② 移住・交流の促進、関係人口の創出 ③ 地域産業等を支える人材（財）の確保・育成 ④ 次世代をリードする人材の育成 ⑤ 教育環境の整備 ⑥ 高齢者が健やかに生きがいを持てる社会づくり ◆ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ① 結婚、妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり ② 安心して子育てができる社会づくり ③ 子どもの夢や希望を実現する環境づくり ④ 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
「まち」 基本目標3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時代に合った、安心・安全で活力ある地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ① 地域づくり ② 安心・安全な暮らしづくり ③ 地域間連携 ④ 地域課題の解決に向けたSociety5.0の実現 ⑤ 個性豊かで魅力ある景観づくりと活力あるまちづくり ⑥ 豊かな自然との共生と地球環境の保全

●ごみ処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進する。
- ・県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなど、ライフスタイルの一層の見直しを促進する。
- ・リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や、産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備を促進する。
- ・排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底を推進する。

ウ 阿久根市まちづくりビジョン（令和2年3月）

「阿久根市まちづくりビジョン（令和2年3月）」の概要を表3-28に示します。

表3-28 阿久根市まちづくりビジョンの概要

基本構想		基本計画	
将来像	基本理念	基本目標	基本政策
「帰ってきたくなる 行ってみたいくなる 東シナ海の宝のまち あくね」	「ふるさと阿久根を次の世代につなぐために 「まちづくり」は「ひとづくり」から」	1 地域の資源を生かした 「にぎわい」のあるまち	(1) 農林水産業の振興 (2) 商工業の振興と雇用の確保
		2 地域の魅力が広がる 「つながり」のまち	(1) 観光の振興 (2) 定住と交流の促進
		3 支え合い生き生きと 暮らせる健やかなまち	(1) 健康の増進と地域医療の充実 (2) 子育て支援の充実 (3) 高齢者福祉と障がい者福祉の充実 (4) 地域福祉の充実と社会保障制度の適正運営
		4 快適・安全で潤いと やすらぎのあるまち	(1) 環境の保全 (2) 暮らしを支える生活基盤の形成 (3) 消防・防災対策の充実 (4) 生活の安心・安全の向上
		5 豊かな心が生まれ 文化の薫るまち	(1) 人材の育成 (2) 生涯学習の推進と社会教育の充実 (3) 文化の振興とスポーツの推進
		6 協働・連携で明るい未来 を開くまち	(1) 市民参加と地域コミュニティの活性化 (2) 人権の尊重と男女共同参画の推進 (3) 適正な行財政運営

●ごみ処理に関する施策（関連箇所を抜粋）

- ・ 雑紙や廃プラの分別の強化を図り、更なるごみ減量化に取り組みます。また、近年の有価物の売上げが減少していることから、アルミ缶をはじめとした有価物のごみ分別についての意識向上を図り、分別排出、徹底したリサイクルについて広報・啓発を強化していきます。
- ・ 3010 運動など、食品ロス削減に対する取組を強化し、無駄なく大切に消費していく「もったいない」の意識向上を図ります。
- ・ 廃棄物の不法投棄の防止を徹底するため、市民に対し正しい処分方法を周知し、環境美化への意識向上を図ります。

Ⅱ 第二次出水市総合計画（平成 30 年 3 月）

「第二次出水市総合計画（平成 30 年 3 月）」の概要を図 3-20 に示します。

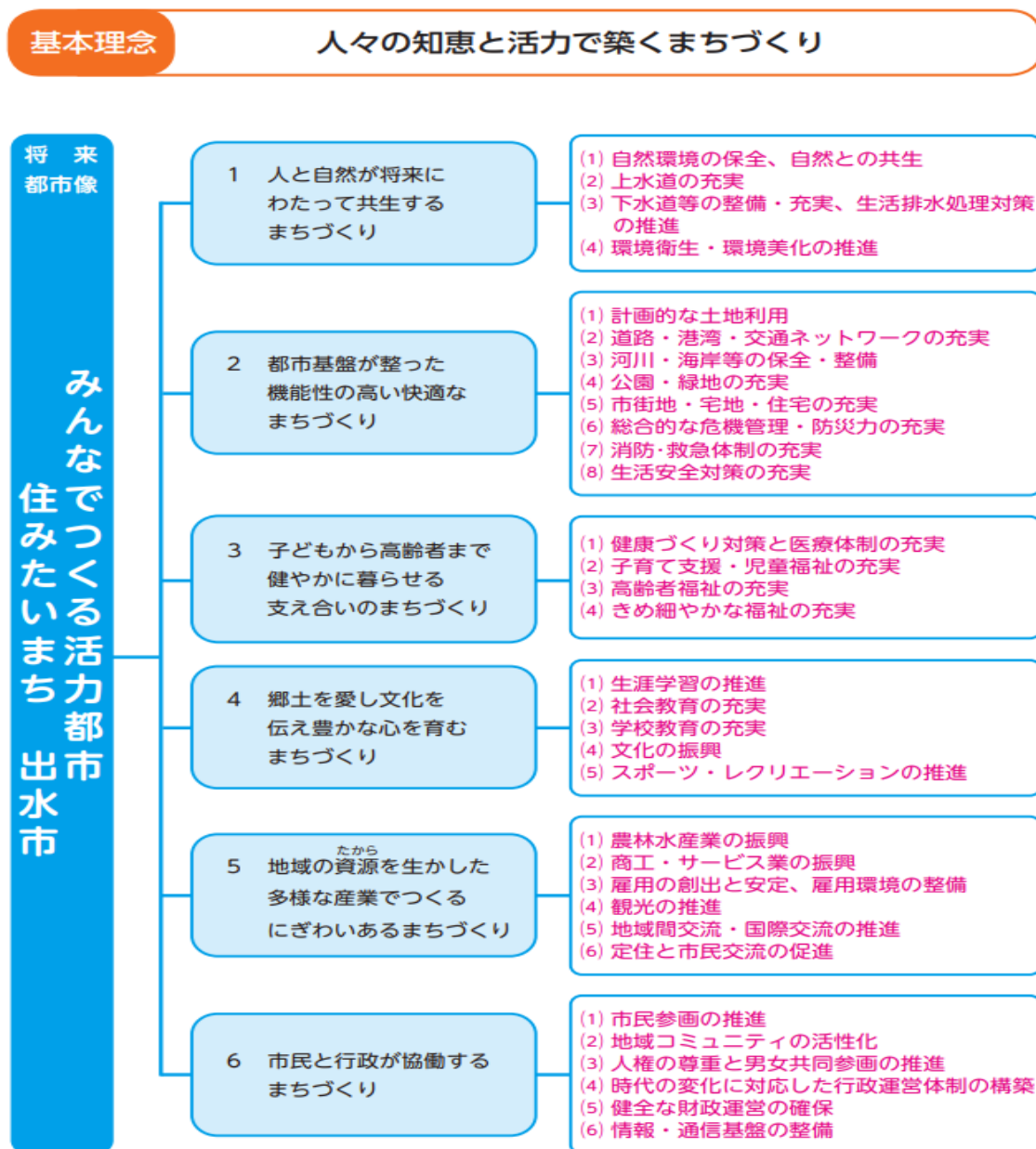


図 3-20 第二次出水市総合計画の概要

●ごみ処理に関する施策（関連施策を抜粋）

- 1 家庭ごみ対策
 - ・分別収集の推進
 - ・生ごみの自家処理の推進
 - ・3R 運動の推進
- 2 事業所ごみ対策
- 3 環境美化の推進
 - ・市民運動の推進
 - ・不法投棄防止

才 長島町第2次総合振興計画（後期計画）（令和4年）

「長島町第2次総合振興計画（後期計画）（令和4年）」の概要を図3-21に示します。



図3-21 長島町第2次総合振興計画（後期計画）の概要

- ごみ処理に関する施策（関連箇所を抜粋）
 - ・関係機関と連携した不法投棄対策
 - ・生ごみの減量化、リサイクルの推進

(3) 構成市町及び組合の条例・要綱等

構成市町及び組合のごみに関する条例・要綱等を表3-29に示します。

表3-29 本計画と関係する構成市町及び組合の条例・要綱等

項目	条例等
阿久根市	阿久根市環境基本条例
	阿久根市環境美化条例
	阿久根市環境美化条例施行規則
	阿久根市ごみ減量推進協議会設置要綱
	阿久根市有価物売却益の交付に関する要綱
	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	阿久根市一般廃棄物指定袋の取扱いに関する実施要綱
	阿久根市ごみ出し困難者支援事業実施要綱
出水市	出水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	出水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	出水市リサイクル事業報償金交付要綱
	出水市家庭用生ごみ処理機等設置報償金交付要綱
	出水市環境にやさしいまちづくり推進協議会規則
	出水市環境基本条例
	出水市環境審議会規則
	出水市環境美化推進条例
	出水市環境美化推進条例施行規則
	出水市環境美化推進員設置要綱
	出水市環境にやさしいお店認定実施要綱
長島町	長島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	長島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	長島町家庭用生ごみ処理機器設置事業費補助金交付要綱
	長島町ダンボールコンポストセット支給要綱
	長島町空き缶等ポイ捨て防止条例
	長島町空き缶等ポイ捨て防止条例施行規則
	長島町環境美化推進員設置要綱
組合	北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
	北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
	北薩広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
	北薩広域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する規則

(4) 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、構成市町の全域とします。

(5) 計画の範囲・計画目標年次

本計画の範囲は、組合圏域で発生するごみの排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までとし、計画目標年次は令和15年度とします。

第4節 ごみの排出量及び処理量の見込み

1 行政区域内の人口及び事業活動等の予測

（1）行政区域内人口の予測

将来の人口減少や計画等が反映された構成市町の「人口ビジョン」をもとに、将来人口の予測・見直しを行った結果を 表3-30及び図3-22に示します。

構成市町の合計となる組合圏域の人口は、平成25年度は88,714人であったが、中間目標年度である令和10年度では74,294人、目標年度である令和15年度は70,822人と予測されており、平成25年度と比べてすべての構成市町において、人口が減少する見通しとなっています。

表3-30 将来人口の予測結果

項目	阿久根市	出水市	長島町	組合圏域	
実績	平成25年度	22,385	55,237	11,092	88,714
	平成26年度	22,109	54,842	10,974	87,925
	平成27年度	21,689	54,526	10,812	87,027
	平成28年度	21,267	54,072	10,662	86,001
	平成29年度	20,814	53,611	10,525	84,950
	平成30年度	20,367	53,213	10,436	84,016
	令和元年度	20,009	53,018	10,259	83,286
	令和2年度	19,610	52,765	10,091	82,466
	令和3年度	19,135	52,069	9,908	81,112
	令和4年度	18,743	51,689	9,688	80,120
予測	令和5年度	18,195	50,460	9,456	78,111
	令和6年度	17,841	50,091	9,360	77,292
	令和7年度	17,489	49,723	9,266	76,478
	令和8年度	17,188	49,368	9,194	75,750
	令和9年度	16,887	49,013	9,122	75,022
	令和10年度	16,586	48,658	9,050	74,294
	令和11年度	16,285	48,303	8,978	73,566
	令和12年度	15,984	47,950	8,907	72,841
	令和13年度	15,726	47,604	8,838	72,168
	令和14年度	15,468	47,258	8,769	71,495
	令和15年度	15,210	46,912	8,700	70,822

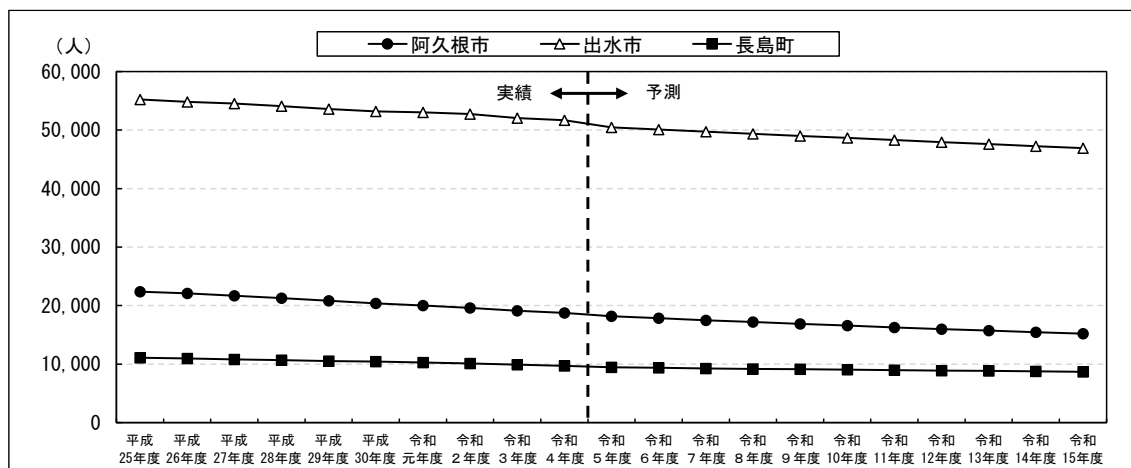


図3-22 将来人口の予測結果

(2) 事業活動等の考慮

ア 観光人口

北薩地区（阿久根市、出水市、長島町、薩摩川内市、さつま町）の平成29年度から令和3年度までの観光人口の推移を表3-31に示します。

「延べ宿泊客数+延べ日帰り客数」は増減を繰り返しており、今後も同様の傾向が継続されると想定し、本計画においては観光人口の考慮は行わないものとします。

表3-31 観光人口の推移（令和4年度）

（単位：人）

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
延べ宿泊者数	724,630	956,876	864,682	554,241	516,211
延べ日帰り客数	1,921,028	1,864,617	1,864,083	1,682,099	2,189,224
延べ宿泊者数+延べ日帰り客数	2,645,658	2,821,493	2,728,765	2,236,340	2,705,435
外国人延べ宿泊者数	16,088	29,476	26,073	3,783	346

資料：鹿児島県観光動向調査

イ 開発計画

「第二次出水市総合計画（出水市、平成30年3月）」によると、南九州西回り自動車道は阿久根ICから出水IC間が供用され、出水ICから県境までの区間についても整備が進められています。

また、鹿児島空港へのアクセス道路である北薩横断道路についても高尾野ICからきららIC間が供用され、全線開通に向けて整備が進められています。島原天草長島連絡道路については、風や地震の観測調査が継続されるなど、島原・天草・長島架橋構想実現に向けた取組が進められています。

これらの道路は、沿線地域における物流の効率化や都市部・観光施設間の交流促進につながり、地域活性化に大きく寄与するものと期待されています。

本計画においては、開発計画の考慮は行わないものとします。

2 ごみ排出量・組成別ごみ排出量の予測（現状推移の場合）

現在実施している施策が今後も継続された場合のごみ量を予測するため、平成30年度から令和4年度までの過去5年の総排出量を用いてトレンド予測を行いました。

ア 阿久根市

阿久根市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）を表3-3-2及び図3-2-3に示します。

生活系ごみは減少、事業系ごみは増加が見込まれ、令和15年度の合計は、6,783.8t/年との予測結果となっています。

表3-3-2 阿久根市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		18,743	16,586	15,210	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	4,305.9	3,904.4	3,630.1
		可燃ごみ	3,118.4	2,864.1	2,671.5
		不燃ごみ	235.0	221.6	208.2
		粗大ごみ	8.0	8.7	8.6
		資源ごみ	944.5	810.0	741.8
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	3,019.2	3,150.0	3,153.7
		可燃ごみ	2,307.2	2,401.7	2,405.4
		不燃ごみ	39.9	47.5	47.5
		資源ごみ	672.1	700.8	700.8
	合計 (t/年)		7,325.1	7,054.4	6,783.8

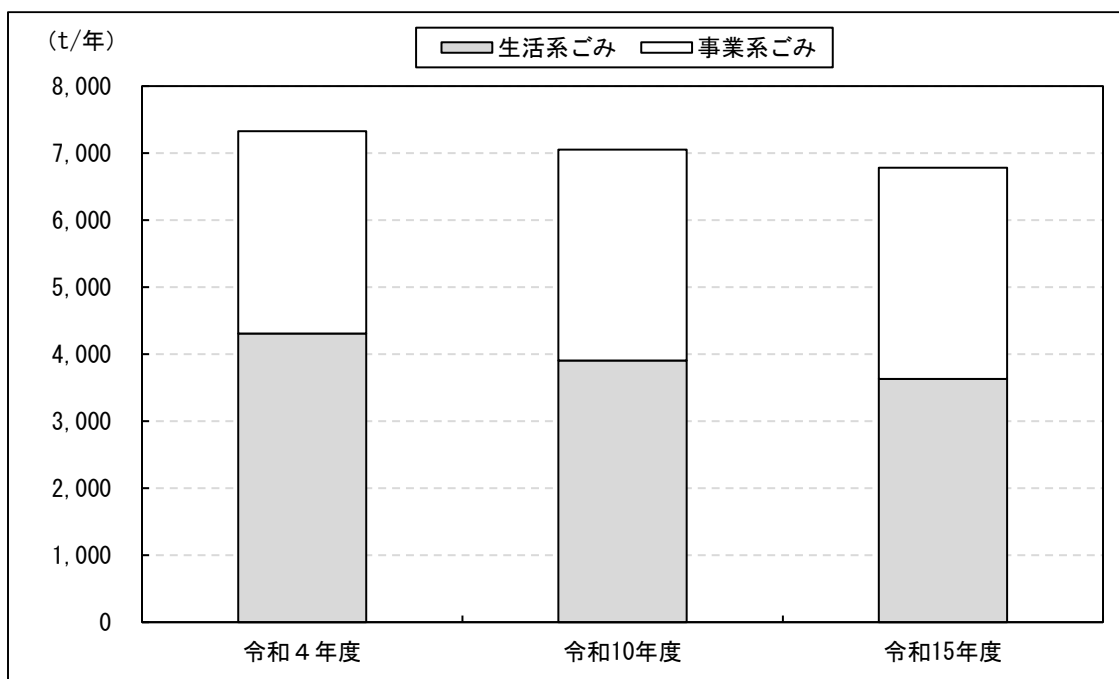


図3-2-3 阿久根市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

イ 出水市

出水市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）を表3-3-3及び図3-2-4に示します。

生活系ごみ及び事業系ごみは減少が見込まれ、令和15年度の合計は、15,379.3t/年との予測結果となっています。

表3-3-3 出水市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		51,689	48,658	46,912	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	10,982.0	10,437.5	10,054.5
		可燃ごみ	9,219.3	8,734.5	8,415.9
		不燃ごみ	531.4	543.5	525.7
		粗大ごみ	22.0	21.1	20.5
	資源ごみ	1,209.3	1,138.4	1,092.4	
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	5,970.8	5,544.2	5,324.8
		可燃ごみ	5,739.9	5,318.1	5,102.7
		不燃ごみ	211.1	211.7	208.1
		資源ごみ	19.8	14.4	14.0
	合計 (t/年)		16,952.8	15,981.7	15,379.3

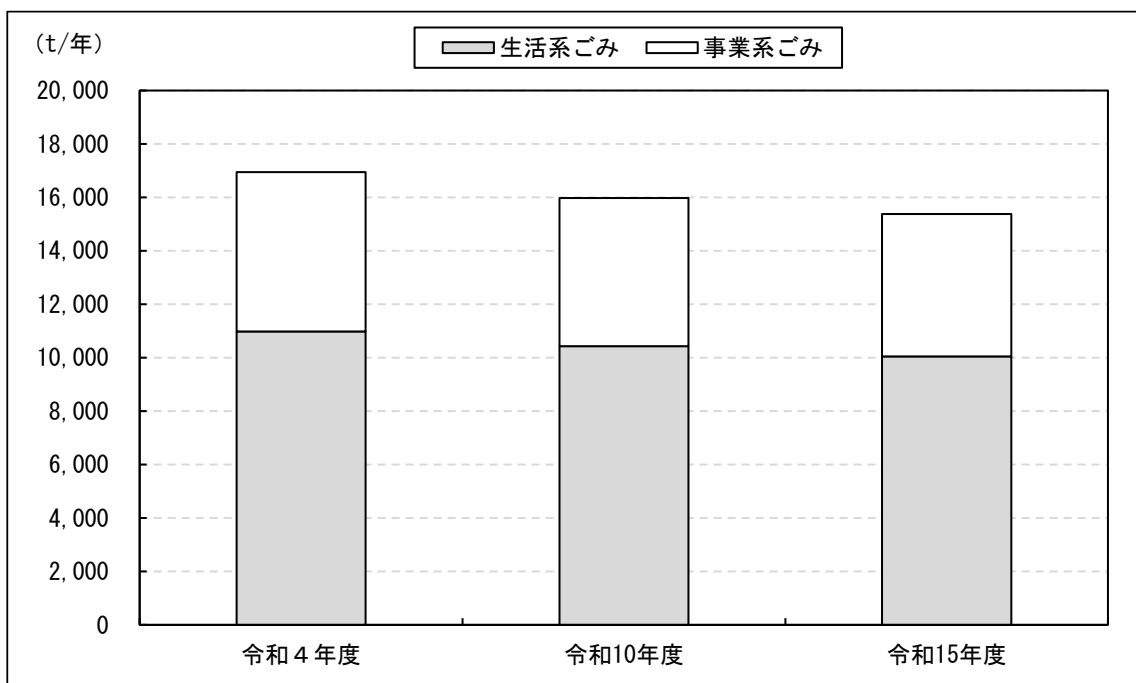


図3-2-4 出水市のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

ウ 長島町

長島町のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）を表3-34及び図3-25に示します。

生活系ごみは減少、事業系ごみは増加が見込まれ、令和15年度の合計は、2,414.2t/年との予測結果となっています。

表3-34 長島町のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		9,688	9,050	8,700	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	1,861.6	1,823.0	1,804.5
		可燃ごみ	1,594.6	1,560.8	1,543.9
		不燃ごみ	94.5	101.4	104.8
		粗大ごみ	3.0	4.3	5.2
		資源ごみ	169.5	156.5	150.6
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	590.4	613.7	609.7
		可燃ごみ	563.0	584.0	580.4
		不燃ごみ	17.1	21.2	21.2
		資源ごみ	10.3	8.5	8.1
	合計 (t/年)		2,452.0	2,436.7	2,414.2

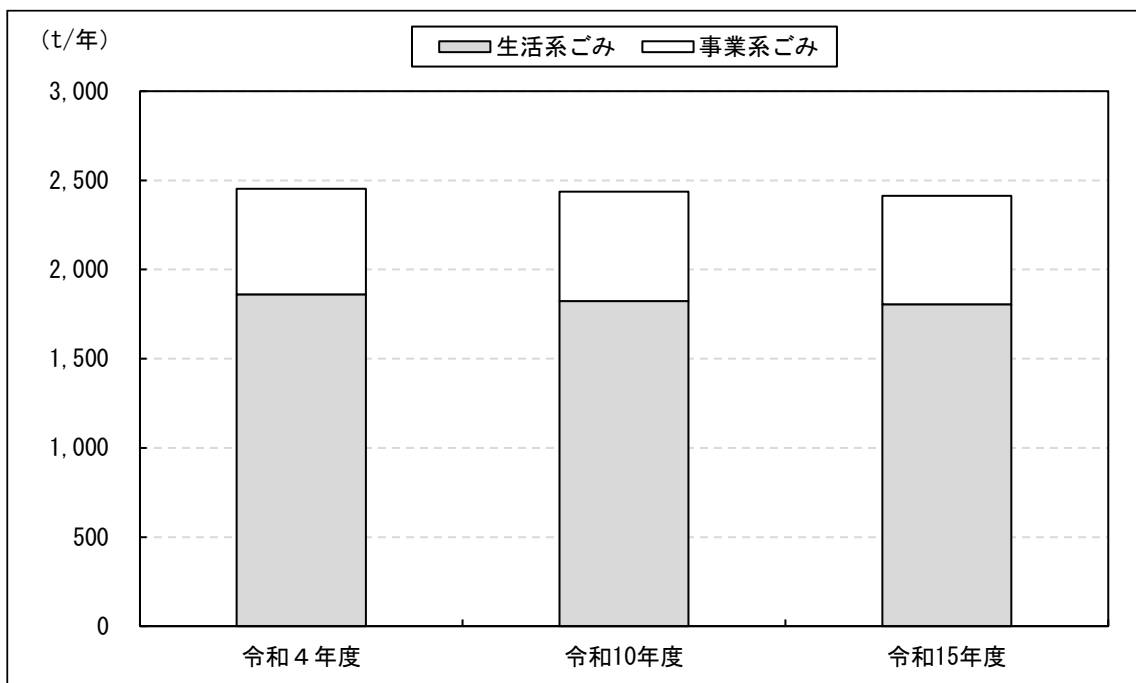


図3-25 長島町のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

工 組合圏域

組合圏域のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）を表3-35及び図3-26に示します。

生活系ごみ及び事業系ごみは減少が見込まれ、令和15年度の合計は、24,577.3t/年との予測結果となっています。

表3-35 組合圏域のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		80,120	74,294	70,822	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	17,149.5	16,164.9	15,489.1
		可燃ごみ	13,932.3	13,159.4	12,631.3
		不燃ごみ	860.9	866.5	838.7
		粗大ごみ	33.0	34.1	34.3
	資源ごみ	2,323.3	2,104.9	1,984.8	
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	9,580.4	9,307.9	9,088.2
		可燃ごみ	8,610.1	8,303.8	8,088.5
		不燃ごみ	268.1	280.4	276.8
		資源ごみ	702.2	723.7	722.9
	合計 (t/年)		26,729.9	25,472.8	24,577.3

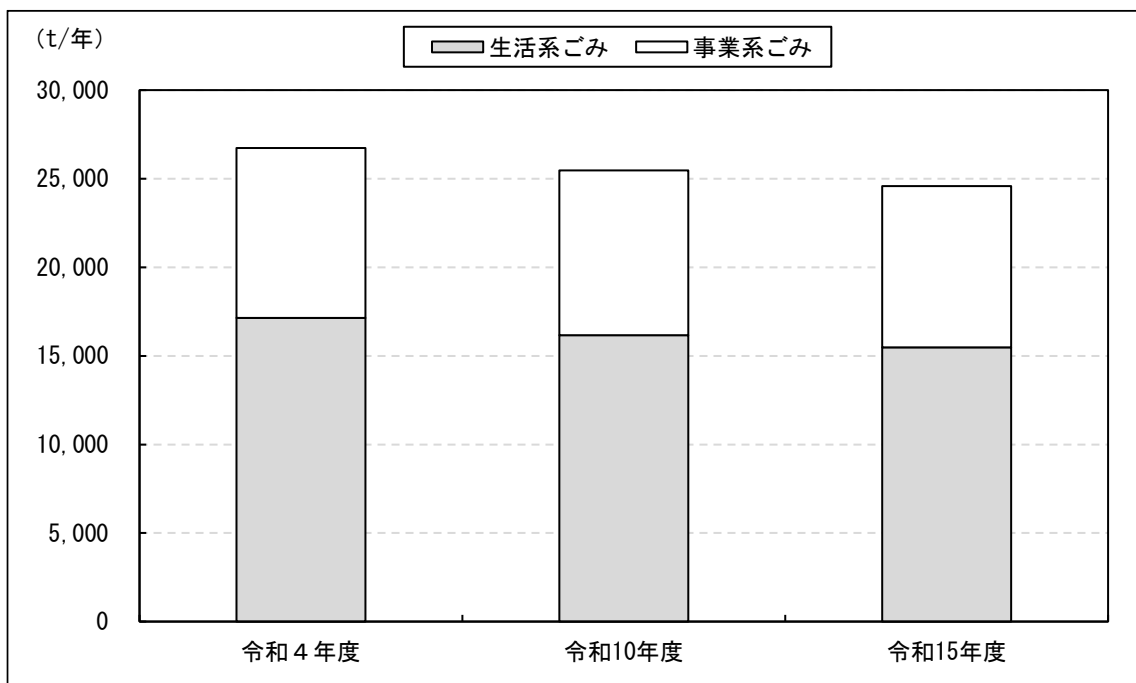


図3-26 組合圏域のごみ排出量の予測結果（現状推移の場合）

3 ごみ排出抑制及び資源化の目標

(1) 目標達成のための施策を実施した場合のごみ排出量

これまでの検討を踏まえると、1人1日あたり排出量の減量目標を国や県の計画に準じて設定することは、実現性が低いものとなることが考えられます。しかしながら、現在の国や県の減量に係る方針を踏まえると、ごみ排出量を削減する計画を策定すべきです。

現在の処理状況を勘案しながら、令和10年度（中間目標年度）及び令和15年度（目標年度）の目標数値を設定します。

本計画の目標値を表3-36に示します。

表3-36 本計画の目標値

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	目標年度－基準年度	
		令和4年度 (t/年)	令和10年度 (t/年)	令和15年度 (t/年)	増減 (t/年)	増減割合 (%)
阿久根市	総ごみ排出量	7,325.1	6,701.3	6,384.3	△940.8	△12.8
出水市	総ごみ排出量	16,952.8	15,210.0	14,815.1	△2,137.7	△12.6
長島町	総ごみ排出量	2,452.0	2,331.4	2,264.2	△187.8	△7.7
組合圏域	総ごみ排出量	26,729.9	24,242.7	23,463.6	△3,266.3	△12.2

ア 阿久根市

阿久根市のごみ排出量の目標推移（施策を実施した場合）を表3-37及び図3-27に示します。

令和15年度における生活系ごみ、事業系ごみの合計は、6,384.3t/年を目標とします。

表3-37 阿久根市のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		18,743	16,586	15,210	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	4,305.9	3,821.3	3,504.3
		可燃ごみ	3,118.4	2,528.7	2,318.9
		不燃ごみ	235.0	217.9	199.9
		粗大ごみ	8.0	7.4	6.8
		資源ごみ	944.5	1,067.3	978.7
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	3,019.2	2,880.0	2,880.0
		可燃ごみ	2,307.2	2,062.3	2,062.3
		不燃ごみ	39.9	40.2	40.2
		資源ごみ	672.1	777.5	777.5
	合計 (t/年)		7,325.1	6,701.3	6,384.3

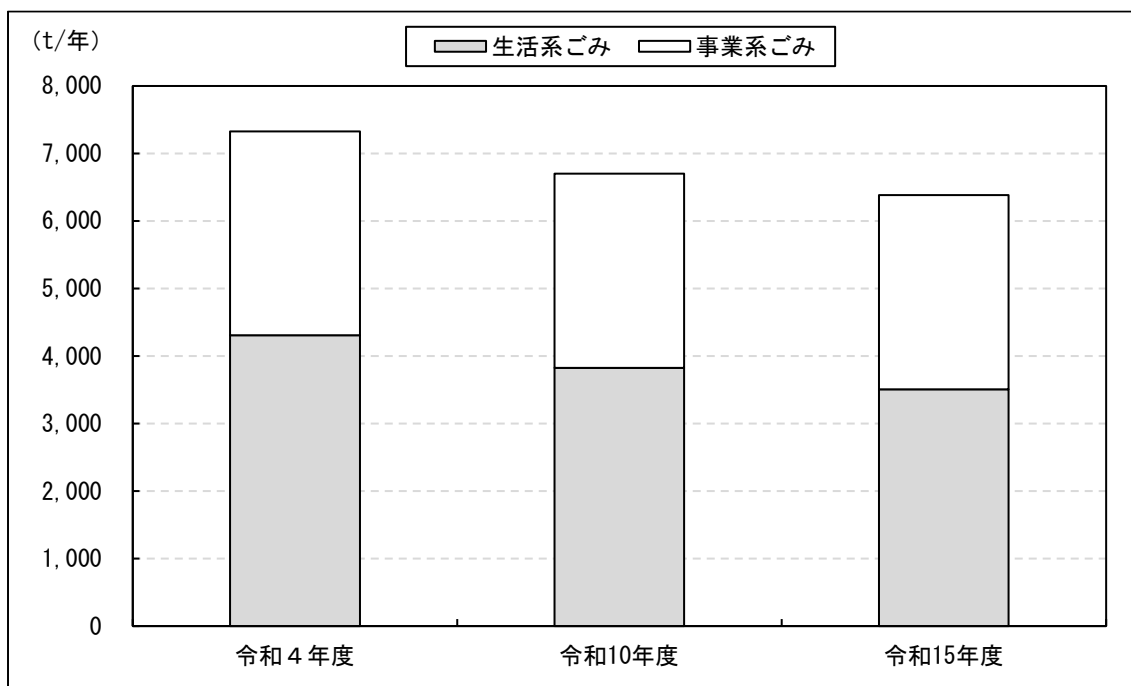


図3-27 阿久根市のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

イ 出水市

出水市のごみ排出量の目標推移（施策を実施した場合）を表3-38及び図3-28に示します。

令和15年度における生活系ごみ、事業系ごみの合計は、14,815.1t/年を目標とします。

表3-38 出水市のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		51,689	48,658	46,912	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	10,982.0	9,988.3	9,629.9
		可燃ごみ	9,219.3	7,890.8	7,607.7
		不燃ごみ	531.4	500.8	482.9
		粗大ごみ	22.0	17.8	17.1
	資源ごみ	1,209.3	1,578.9	1,522.2	
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	5,970.8	5,221.7	5,185.2
		可燃ごみ	5,739.9	5,000.5	5,000.5
		不燃ごみ	211.1	204.4	167.9
		資源ごみ	19.8	16.8	16.8
	合計 (t/年)		16,952.8	15,210.0	14,815.1

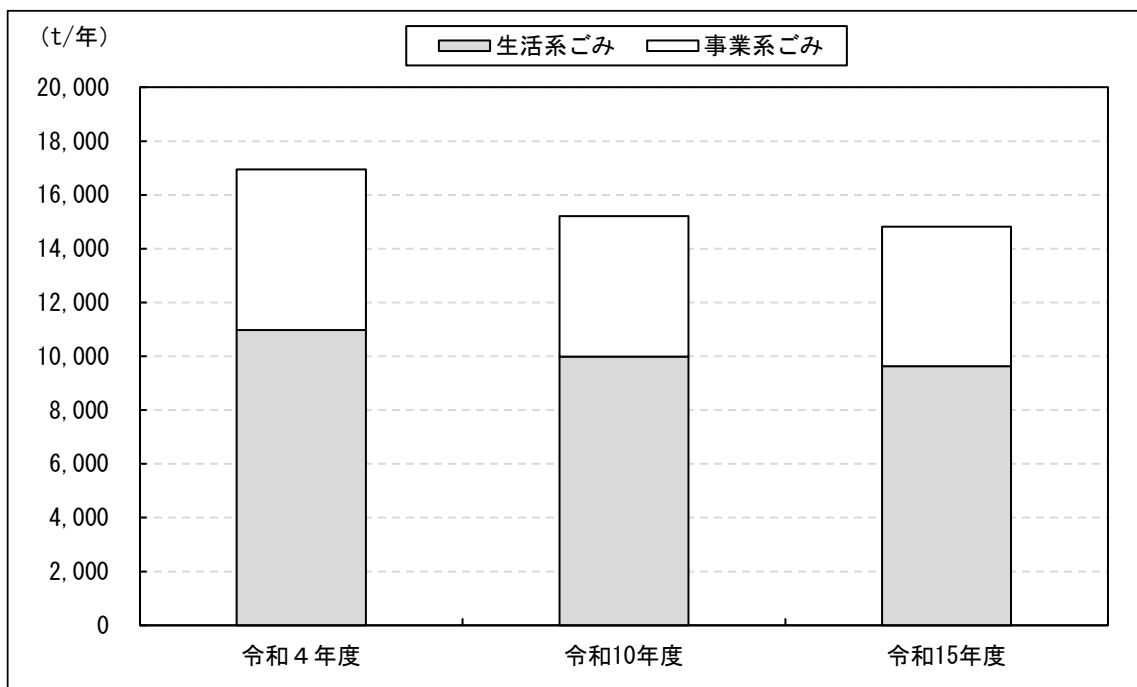


図3-28 出水市のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

ウ 長島町

長島町のごみ排出量の目標推移（施策を実施した場合）を表3-39及び図3-29に示します。

令和15年度における生活系ごみ、事業系ごみの合計は、2,264.2t/年を目標とします。

表3-39 長島町のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		9,688	9,050	8,700	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	1,861.6	1,733.4	1,666.2
		可燃ごみ	1,594.6	1,399.6	1,345.5
		不燃ごみ	94.5	89.2	85.7
		粗大ごみ	3.0	2.7	2.6
	資源ごみ	169.5	241.9	232.4	
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	590.4	598.0	598.0
		可燃ごみ	563.0	565.8	565.8
		不燃ごみ	17.1	20.8	20.8
		資源ごみ	10.3	11.4	11.4
	合計 (t/年)		2,452.0	2,331.4	2,264.2

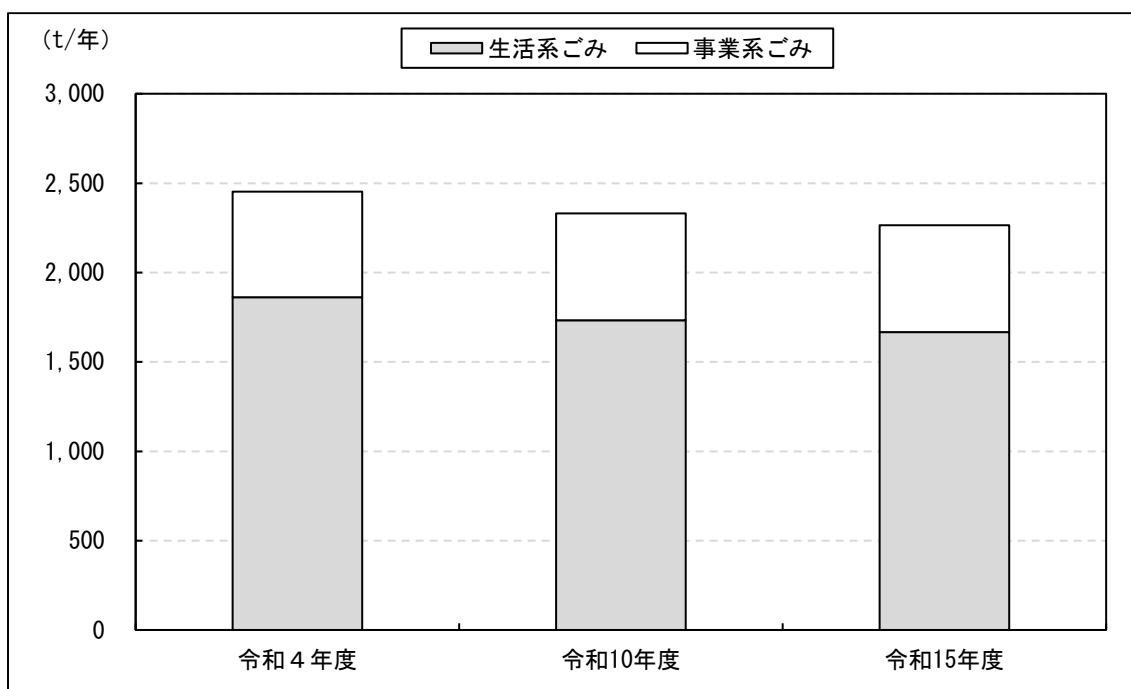


図3-29 長島町のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

工 組合圏域

組合圏域のごみ排出量の目標推移（施策を実施した場合）を表3-40及び図3-30に示します。

令和15年度における生活系ごみ、事業系ごみの合計は、23,463.6t/年を目標とします。

表3-40 組合圏域のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度	
		令和4年度	令和10年度	令和15年度	
計画処理区域内人口 (人)		80,120	74,294	70,822	
排出量	生活系ごみ	年間量 (t/年)	17,149.5	15,543.0	14,800.4
		可燃ごみ	13,932.3	11,819.1	11,272.1
		不燃ごみ	860.9	807.9	768.5
		粗大ごみ	33.0	27.9	26.5
	資源ごみ	2,323.3	2,888.1	2,733.3	
	事業系ごみ	年間量 (t/年)	9,580.4	8,699.7	8,663.2
		可燃ごみ	8,610.1	7,628.6	7,628.6
		不燃ごみ	268.1	265.4	228.9
		資源ごみ	702.2	805.7	805.7
	合計 (t/年)		26,729.9	24,242.7	23,463.6

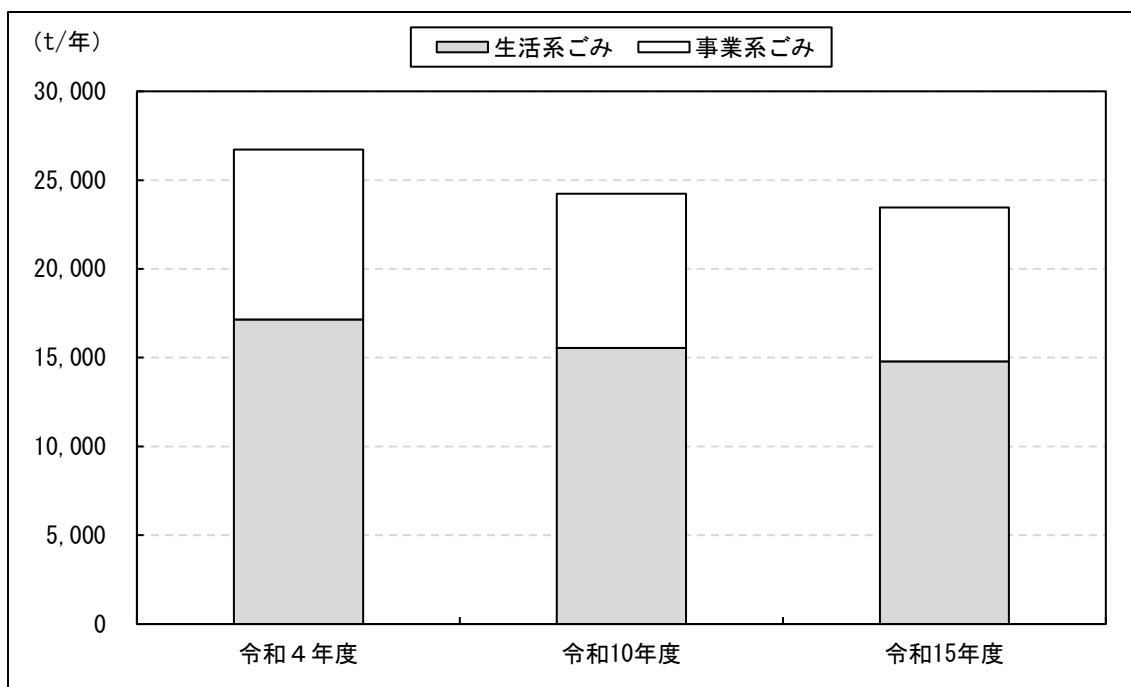


図3-30 組合圏域のごみ排出量の目標（施策を実施した場合）

4 処理・処分量の予測（現状推移の場合）

処理・処分量について、現状のまま推移した場合の予測結果を表3-4-1に示します。
焼却処理量、総資源化量、最終処分量はいずれも減少が見込まれます。

表3-4-1 処理・処分量の予測結果（現状推移の場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
焼却	焼却処理量 (t/年)	22,673.1	21,593.3	20,846.7
	可燃ごみ（古紙類以外）	22,517.0	21,436.6	20,694.1
	処理後可燃残渣（リサイクルセンター）	156.1	156.7	152.6
	古紙類	25.4	26.6	25.7
	焼却残渣量	3,202.6	2,806.6	2,709.3
	焼却による減量化量	19,470.5	18,786.7	18,137.4
	総資源化量 (t/年)	3,404.1	3,213.4	3,082.2
リサイクル	直接資源化量	465.4	424.9	402.6
	処理後再生利用量（組合処理分）	929.6	849.7	822.9
	処理後鉄	301.1	306.7	298.6
	処理後アルミ	52.1	51.5	50.2
	資源物	576.4	491.5	474.1
	処理後再生利用量（構成市町処理分）	1,886.6	1,791.4	1,716.3
	集団回収量	122.5	147.4	140.4
	処理後残渣量 (t/年)	808.8	822.8	801.0
	処理後可燃残渣	156.1	156.7	152.6
	処理後不燃残渣	652.7	666.1	648.4
最終処分	最終処分量 (t/年)	3,855.3	3,472.7	3,357.7
	焼却灰	2,287.6	1,996.8	1,927.6
	飛灰	915.0	809.8	781.7
	処理後不燃残渣（リサイクルセンター）	652.7	666.1	648.4

5 処理・処分量の目標

処理・処分量について、目標推移（施策を実施した場合）した場合の予測結果を表3-42に示します。

焼却処理量、最終処分量はいずれも減少が見込まれます。

総資源化量は、令和10年度までは増加が見込まれますが、令和15年度には減少が見込まれます。

表3-42 処理・処分量の目標（施策を実施した場合）

項目		基準年度	中間目標年度	目標年度
		令和4年度	令和10年度	令和15年度
焼却	焼却処理量 (t/年)	22,673.1	19,569.7	19,013.2
	可燃ごみ（古紙類以外）	22,517.0	19,423.6	18,877.3
	処理後可燃残渣（リサイクルセンター）	156.1	146.1	135.9
	古紙類	25.4	24.1	23.4
	焼却残渣量	3,202.6	2,543.0	2,471.5
	焼却による減量化量	19,470.5	17,026.7	16,541.7
	リサイクル	総資源化量 (t/年)	3,404.1	4,051.8
直接資源化量		465.4	589.7	562.3
処理後再生利用量（組合処理分）		929.6	996.3	949.2
処理後鉄		301.1	285.9	265.9
処理後アルミ		52.1	48.0	44.7
資源物		576.4	662.4	638.6
処理後再生利用量（構成市町処理分）		1,886.6	2,226.0	2,130.3
集団回収量		122.5	239.8	231.2
処理後残渣量 (t/年)		808.8	767.3	713.3
処理後不燃残渣		652.7	621.2	577.4
最終処分	最終処分量 (t/年)	3,855.3	3,164.2	3,048.9
	焼却灰	2,287.6	1,809.3	1,758.4
	飛灰	915.0	733.7	713.1
	処理後不燃残渣（リサイクルセンター）	652.7	621.2	577.4

6 排出から再生利用、最終処分までの量（施策を実施した場合）

目標年度である令和15年度における組合圏域のごみ処理フローを図3-31に示します。
 排出量は23,463.6t、中間処理量は20,539.8t、総資源化量は3,873.0t、最終処分量は3,048.9tを目標とします。

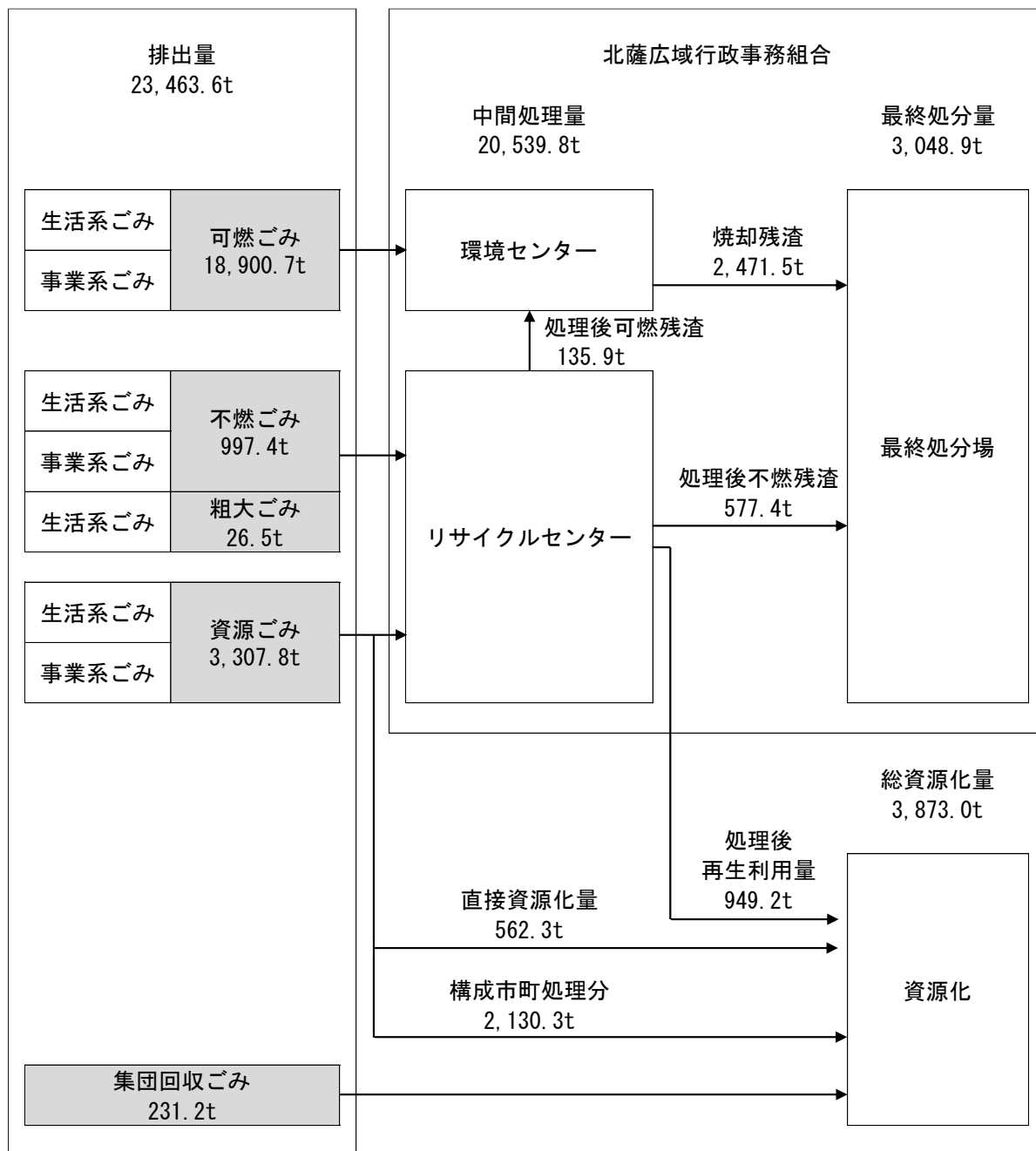


図3-31 ごみ処理フロー（令和15年度）（施策を実施した場合）

第5節 ごみ排出抑制のための方策に関する事項

ごみ排出抑制のための方策について、行政（構成市町・組合）、住民及び事業者において講ずべき方策を、それぞれ以下のとおり定めます。

1 行政（構成市町・組合）における方策

（1）教育、啓発活動の充実

ア 環境教育、普及啓発、ごみ減量化・リサイクルに関する啓発の促進

住民、事業者に対して、環境出前講座、リサイクル講座及び事業者説明会などを通じて、ごみの減量化・再生利用・ごみの適切な出し方に関する啓発を行っています。

組合では「リサイクル祭り」を年2回開催し、多くの住民に対してリサイクルについての意識向上や再生利用に関する啓発を行っています。

また、ごみの減量化やリサイクルに関する社会意識を育てるため、学校や地域社会と連携し、ごみ処理施設見学等の教育啓発活動を行っており、今後も引き続き、これらの活動について積極的に推進していきます。

イ 環境美化の促進

構成市町の環境美化条例等により、ポイ捨て・食品容器の散乱放置・祭りや大会主催者の責務・土地の適正管理などについて規定しています。

また、「環境美化推進員制度」によって、環境美化及びごみの減量化・再生資源の有効活用を積極的に推進しています。

さらに、構成市町においては、「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」（平成24年3月策定、令和4年3月改定）に基づき、海岸漂着物の適正な処理や発生抑制等に取り組んでいきます。

（2）手数料の徴収、助成制度などを含めた経済的手法の導入の検討

ア ごみ処理手数料見直しの検討

現在、阿久根市では、生活系ごみ及び事業系ごみの一部について、指定袋を媒体とした排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式（均一従量制）により課金しています。

組合では、生活系ごみ及び事業系ごみの直接搬入について、重量制で持ち込み量に応じた処理料金を徴収していますが、排出抑制、費用負担の公平性の確保及び再利用の推進のため、施設使用料を令和3年4月に改定し、今後も原則5年ごとに見直していきます。

イ 生ごみ処理機等購入費補助金制度の周知

出水市及び長島町では、生ごみ処理機等の購入費に対する補助金交付制度を実施しており、本制度を継続し住民へ周知することによりさらに活用を促進させ、生ごみ減量化の推進と減量化意識の向上を図っていきます。

（3）行政によるリサイクル・リユースの推進

ア 関係団体と協議・調整の実施

構成市町では、集団回収と容器包装廃棄物の分別収集をはじめ、今後、行政が主体となって実施する再生利用（リサイクル）の推進に関する方策との整合については、回収資源

物の価値及び負担など、今後の動向を踏まえ、関係団体と協議・調整に取り組んでいきます。

イ 生ごみ堆肥化事業の実施

阿久根市では、生ごみ堆肥化事業を平成26年度から実施しており、循環型社会の推進とごみの減量化の取組を推進していきます。

ウ リユースの日の開催

構成市町と組合では、「リユースの日」を開催し、家庭の不要品（食器・家具・工具・家電・ゲーム・雑貨・自転車等）の無料回収を行っており、回収した不要品はリユース品としてリサイクル祭りでの還元や、業者による国内外でリユースする取組を継続していきます。

エ 小型充電式電池の回収

阿久根市及びリサイクルセンターでは令和4年度、長島町では令和5年度から小型充電式電池の回収ボックスを設置、出水市については、分別回収しリサイクルセンターへの持込みにより実施している、一般社団法人JBR Cに搬出する資源化の取組を継続していきます。

（4）一般廃棄物排出事業者に対する減量化・資源化指導の徹底

事業系ごみの減量化・資源化を推進し、多量のごみを排出する事業所に対しては、事業所毎に分別排出の依頼を行います。

また、事業所ごみの搬入調査を実施しながら、収集業者に対する指導を実施していきます。

（5）プラスチックの資源化・排出抑制 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

ア プラスチックの資源化促進

構成市町の分別区分に従ったプラスチック製容器包装類の分別徹底を今後も継続して推進していきます。

また、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの資源化に向けた対応方法を検討していきます。

イ マイバッグ運動・レジ袋対策

プラスチック製買物袋の有料化やマイバック運動（買物袋の持参運動）等を推進していきます。

（6）庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づいて庁用品に再生品を積極的に使用すると共に、公共事業についても再生材料の利用を促進していきます。

2 住民における方策

（１）市民団体における集団回収の推進

集団回収は、地域のPTA、自治会等の住民団体が中心となって実施されており、今後も継続して集団回収活動に取り組んでいきます。

（２）生ごみ処理の推進

阿久根市では、生ごみ堆肥化事業を平成26年度から実施しています。

出水市及び長島町では、生ごみ処理機等の購入費に対する補助金交付制度が実施されています。

これらの制度を活用し、今後も積極的な生ごみの減量化に取り組んでいきます。

（３）マイバッグ運動の推進

買い物の際に、レジ袋の利用を抑制し、積極的なマイバック使用に取り組んでいきます。

（４）再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

使い捨て製品の使用を抑制し、できるだけ物を無駄に消費しない生活スタイルを心がけていきます。日用品は再生品の使用に取り組んでいきます。

（５）フリーマーケット等の活用

家庭の不用品の売却や交換を行うフリーマーケット等の積極的な活用に取り組んでいきます。

（６）食品ロス削減の推進

ア 食品の使い切り・食べきりの推進

食品を購入する際は、使い切れる分だけ購入することを心がけ、購入した食品は適切な保存を行うとともに、使い切り・食べきりに取り組んでいきます。

外食時は食べきれぬ量を注文し、提供された料理の食べきりに取り組んでいきます。

阿久根市では、30・10（さんまる・いちまる）運動^{※1}を、出水市及び長島町では20・10（にいまる・いちまる）運動^{※1}が実施されており、今後も継続してこれらの運動に取り組んでいきます。

イ フードバンク活動・フードドライブ活動の推進

フードバンク活動^{※2}・フードドライブ活動^{※3}は、出水市において実施されています。

今後もNPO法人等が実施するこれらの活動に取り組んでいきます。

- ※1 30・10（さんまる・いちまる）運動、20・10（にいまる・いちまる）運動
宴会や会食などにおいて、開始30（20）分間は自分の席で食事をし、終了10分前は自分の席に戻って食事をすることで、「食品ロス」を減らす運動。
- ※2 フードバンク活動
企業や農家で余っている食品を、必要としている個人や団体へ届ける活動。
- ※3 フードドライブ活動
家庭で余っている食品を持ち寄り、生活にお困りの方など、食品を必要とする個人や団体に提供する活動。

3 事業者における方策

(1) 発生源における排出抑制

循環経済（サーキュラーエコノミー）※¹の実現に向けて、生産関連事業者は、生産段階での製品寿命、再生の容易性、ごみとなったときの処理・処分の容易性に配慮するとともに、再生資源の利用拡大に努め、製品の規格化や再資源化のために適正表示を図り、流通・販売関連事業者と協力することにより、資源の回収ルートの確立に取り組んでいきます。

(2) 過剰包装の抑制

流通、販売関連事業者は、減量化・リサイクルに効果的な製品を積極的に取り扱うとともに、関連事業者・消費者と密接な協力により包装材料の減量化に取り組んでいきます。

(3) 流通包装廃棄物の発生抑制

製品輸送に関する梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、生産・流通事業者の責任において、回収・再生利用の体制の整備に取り組んでいきます。

(4) 使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

繰り返し使用可能な容器への転換を図るとともに、資源として再生可能なものについて製造・流通事業者による自主回収に取り組んでいきます。

(5) 再生品の使用推進等

事務用紙、コピー用紙、トイレットペーパーなどは再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても積極的な再生品の使用に取り組んでいきます。

(6) バイオプラスチックへの転換

製品やレジ袋について、石油由来のプラスチックから環境にやさしいバイオプラスチック※²への転換を図り、カーボンニュートラル※³と化石燃料の使用量の削減に取り組んでいきます。

※1 循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

※2 バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと、微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

※3 カーボンニュートラル

CO₂等の温室効果ガスの「排出量」（人為的なもの）から、植林、森林管理などによる「吸収量」（人為的なもの）を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

第6節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成25年4月改訂）で示された標準的な分別区分（類型Ⅰ～Ⅲ）を表3-43に示します。

阿久根市、出水市、長島町はいずれも「類型Ⅲ」に該当します。

今後も、「表3-1 ごみ収集・運搬体制」に基づき、更なる資源化の向上及び収集システムの継続的改善に向け、適宜見直しを行っていきます。

表3-43 分別区分計画

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないように混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないように混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
④小型家電			
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省、平成25年4月改訂）

第7節 ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 収集・運搬計画

(1) 収集形態の見直し

現在、構成市町では、金属缶、ガラスびん、紙類、プラスチック製の容器包装等の廃棄物を資源ごみとして収集しています。

今後は、引き続き構成市町で策定する「分別収集計画」に則り、現行の資源ごみの回収・再資源化体制を維持し、必要に応じて見直しを行います。

また、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの収集・運搬システムの検討を行っていきます。

(2) 収集回数の検討

収集回数については、必要に応じて構成市町及び組合と協議・検討していくとともに、委託・許可業者とも調整を行っていくことで、快適な生活環境の維持を図っていきます。

また、製品プラスチックの排出方法・収集回数についても検討を行っていきます。

(3) 収集体制の効率化

収集・運搬業務を効率化するためには、分別区分ごとのごみ排出量に応じて、構成市町ごとに収集日あたりの業務量を平均化することが必要になります。

しかし、構成市町内だけで収集・運搬業務の調整を行うと、焼却施設等へのごみ搬入量にばらつきが発生し、適正な中間処理に支障をきたします。

したがって、各市町の連携を図りながら、必要に応じて収集区域及び収集経路の見直しや適正な収集曜日の設定を行いつつ、お互いに情報交換を行い、収集・運搬業務の効率化を進めていきます。

(4) 収集・運搬量

収集・運搬量は、「第3章第4節3 ごみ排出抑制及び資源化の目標」に示した量を目標とします。

2 中間処理計画

(1) 中間処理の対象とごみ量の検討・予測

中間処理の対象とごみ量は、「第3章第4節5 処理・処分量の目標」に示した量を目標とします。

(2) 地域における最適な処理方法

ア 環境センターの維持管理及び適正な公害防止対策の維持

処理能力を安定的に確保していくためには、適正な運転・管理計画と維持管理計画に基づき、施設運営を行っていくことが重要です。一方で、処理能力を超えるごみが施設に搬入されないよう、排出抑制を進めていくことも必要です。

組合では、構成市町と連携して、引き続き施設の維持管理、運転管理の適正化に努めながら、ごみの排出抑制を推進し、環境センターの維持管理及び適正な公害防止対策の維持（安定的な処理能力の確保）を行っていきます。

イ 資源物リサイクルの推進

組合では、平成20年4月に稼動したリサイクルセンターを拠点に、資源物リサイクルの推進を行っています。

今後は、「プラスチック資源循環法」を踏まえ、製品プラスチックのリサイクルを踏まえた施設整備に関する検討を行っていきます。

3 最終処分計画

(1) 最終処分の対象とするごみの量及び質

最終処分の対象とするごみの量及び質は、「第3章第4節5 処理・処分量の目標」に示した量を目標とします。

(2) 埋立対象ごみの種類

埋立対象ごみの種類は、環境センターからの焼却残渣（焼却灰及び飛灰）、リサイクルセンターからの処理後不燃残渣（ガラス・陶器類）とします。

(3) 埋立処分すべき量及び既存施設の残余容量

組合の一般廃棄物最終処分場は、令和2年4月に供用を開始し、令和4年度末における残余容量は31,788 m³となっています。

埋立年数を供用開始から15年で計画しており、本計画でのごみ量予測（現状推移）の場合、図3-3 2に示すとおり、予定どおり令和16年度まで埋立できる見込みです。

今後は、一般廃棄物最終処分場の延命化と円滑な運営のために、排出抑制や再資源化を推進するとともに、高度な中間処理によって、最終処分量を極力削減していきます。

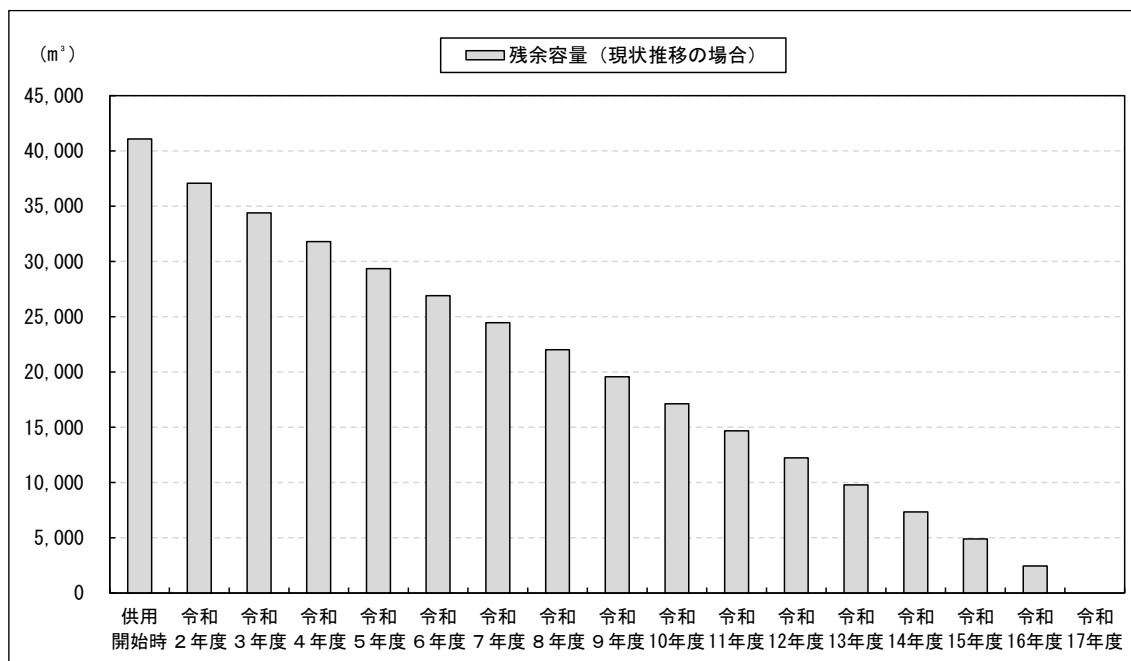


図3-3 2 最終処分場残余容量予測

第8節 ごみ処理施設の整備に関する事項

組合では、安全で安定したごみ処理を継続するため、ごみ処理施設の新設、更新及び延命化を計画的に行うとともに、ライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実するために、ストックマネジメントの手法による長寿命化・延命化の検討を行うこととします。

1 ごみ焼却施設

ごみ焼却施設（環境センター エネクリン北薩）は令和3年4月に供用開始し、組合圏域の可燃ごみの処理を行っています。

引き続き整備計画を立て適切な補修を行い、施設を稼働する計画とします。

2 リサイクル施設

リサイクル施設（リサイクルセンター エコリア北薩）は平成20年4月に供用開始し、組合圏域の不燃ごみ及び出水市、長島町の資源ごみの処理を行っています。

施設は、必要に応じ補修・整備を行ってきましたが、経年劣化等が見られ始めています。そのため、令和4年3月に「インフラ長寿命化総合計画（個別施設計画）」を策定し、施設を延命化する計画としています。

今後は、本計画及びインフラ長寿命化総合計画の内容も踏まえ、適切な老朽化対策や省エネルギー化対策を実施していきます。

3 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は令和2年4月に供用開始し、環境センターからの焼却残渣（焼却灰及び飛灰）とリサイクルセンターからの処理後不燃残渣を埋立処分しています。

引き続き適切な管理を行うとともに、処分量の削減を図ることで、既存の一般廃棄物最終処分場の延命化を図る計画とします。

4 新たなストックヤードの整備

旧ごみ焼却施設（旧環境センター）を解体し、その跡地にストックヤードを整備します。

（1）建屋面積

280 m²

（2）普及啓発方法

不要品の保管・補修及び再生品の展示を通してリユースを進め、さらなる3Rの普及啓発を行います。

第9節 その他のごみの処理に関し必要な事項

1 廃棄物減量化等の施策

「第3章第5節 ごみ排出抑制のための方策に関する事項」に示す施策を実施し、廃棄物減量化等に取り組みます。

2 事業者の協力内容・廃棄物再生事業者の協力内容

(1) 適正処理困難物の処理

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類がありますが、この中には構成市町が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保する必要があります。

廃棄物処理法第6条の3の規定では、構成市町において適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち指定する一般廃棄物について、廃棄物となる前の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保するものとして、平成6年1月に廃ゴムタイヤ(自動車用)、廃テレビ受像機(25インチ以上)、廃電気冷蔵庫(内容積250L以上)、廃スプリングマットレスが指定されました。

これら4品目については、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができ、組合では、これら適正処理困難物は受け入れないものとし、事業者の協力のもと、適正な処理を行います。

(2) 特別管理一般廃棄物の適正処理

廃棄物処理法では、「爆発性、毒性、感染症、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っています。

特別管理一般廃棄物の概要を表3-44に示します。

表3-44 特別管理一般廃棄物の概要

主な分類	概要
PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
感染性一般廃棄物 (排出元の施設限定あり)	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

※ これらの廃棄物を処分するために処理したのもも、特別管理廃棄物の対象となります。

構成市町及び組合での特別管理一般廃棄物処理は、次のとおりです。

- ・廃棄物処理法施行令第1条第1号に掲げる廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者の責任で行います。
- ・廃水銀については、水銀廃棄物ガイドライン第3版（環境省、令和3年3月）に準拠し、適正に処理・処分を行います。
- ・環境センターから生じるばいじんの処理は、組合で行います。
- ・感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業のうち感染性廃棄物を取扱うことができる業者が行います。

（3）家電リサイクルに関する指導

廃家電及び小型家電のリサイクルについては、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、適切な回収、再資源化がなされるよう、関連団体や販売店等と協力し、住民への普及啓発活動を行います。

3 災害時に発生する廃棄物に係る対策

出水市では、平成9年7月に発生した針原土石流災害、また平成18年7月の鹿児島県北部豪雨災害では米ノ津川の氾濫により市街地を中心に甚大な被害が発生しました。

また、平成9年には、鹿児島県北西部地震が発生し、平成28年4月には熊本県において布田川・日奈久断層帯を震源とする震度7の熊本地震が発生していることから、今後、構成市町において豪雨災害や地震災害が発生する恐れがあります。

豪雨災害や地震災害などの大規模な災害時に発生する廃棄物の処理に関しては、構成市町と連携して組織体制を整備するとともに、収集・運搬・処理・処分において迅速な対応ができるよう、県、周辺自治体との連携を図っていきます。

なお、災害発生時の臨時集積場所については、構成市町があらかじめ定めた仮置き場とし、処理については、原則として環境センターにて行いますが、処理能力が不足する場合、近隣ごみ処理施設と連携をとりながら処理を行います。

構成市町では、災害廃棄物処理計画に従い、災害発生時における計画的な災害廃棄物処理を行います。

4 不適正処理、不法投棄対策

構成市町では、衛生自治会や環境美化推進員をはじめとする地域住民や関係機関とも連携を密にした環境パトロール等を実施し、不法投棄の未然防止とごみの適正処理の啓発に努めています。

今後も地域の自治会などと一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や外灯の設置など、不法投棄防止をより推進します。

第10節 計画策定に当たっての留意事項

1 地球温暖化防止への配慮

3Rの推進による焼却量の抑制を行うことで、焼却により発生する温室効果ガスの削減を図ります。

また、ごみ焼却施設（環境センター）におけるごみの焼却熱を利用したごみ発電を継続し、化石燃料の使用量を抑制します。

なお、近年では、排気ガスを排出しないEVごみ収集車を導入する事例もあり、収集・運搬においても地球温暖化防止への配慮がされています。

2 地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択

組合圏域のごみ処理は、現行のシステムを継続することとしますが、ごみ処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択について検討を行うこととします。

3 計画実現のためのスケジュール

（1）計画の見直し

本計画は、中間目標年度を令和10年度、最終目標年度を令和15年度として策定していますが、近年、廃棄物をめぐる情勢は急速に変化しており、ごみ処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、必要に応じて計画を見直します。

（2）計画の進行管理方法

本計画の目標値を達成していくためには、取組の状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となります。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。

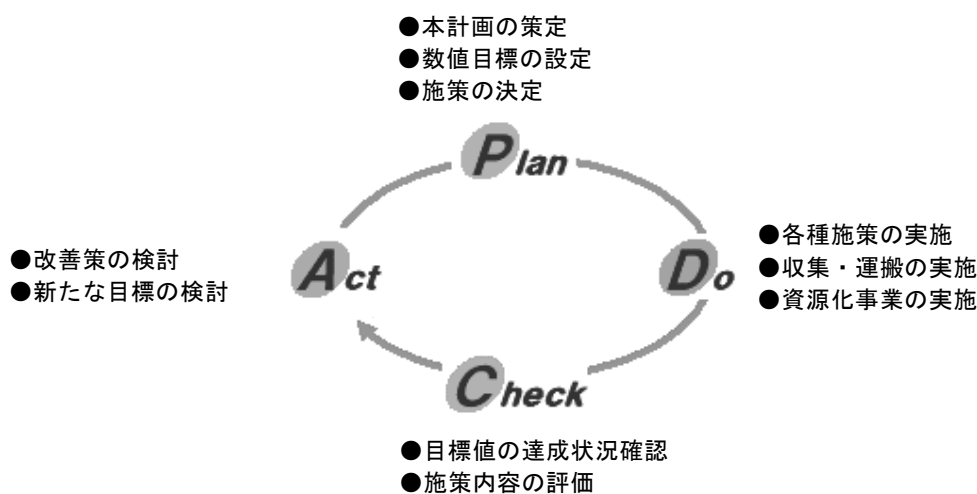


図3-33 計画の進行管理方法